

官報

号外 昭和三十四年二月十三日

第三十一回 衆議院會議録 第十四号

昭和三十四年二月十三日(金曜日)

議事日程 第十二号

昭和三十四年二月十三日

午後一時開議

一 国民年金法案(内閣提出)及び
国民年金法案(八木一男君外十
四名提出)、一般国民年金税法案
(八木一男君外二十七名提出)、
労働者年金税法案(八木一男君
外二十七名提出)、国民年金特別
会計法案(八木一男君外二十七
名提出)、国民年金法の施行及び
国民年金と他の年金等との調整
に関する法律案(八木一男君外
十四名提出)の趣旨説明

第一 裁判所職員定員法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

国土開発縦貫自動車道建設審議会
委員の選挙
鉄道建設審議会委員の選挙
土地調整委員会委員任命につき同
意を求めるの件

国民年金法案(内閣提出)及び国民
年金法案(八木一男君外十四名
提出)、一般国民年金税法案(八
木一男君外二十七名提出)、労働
者年金税法案(八木一男君外二
十七名提出)、国民年金特別会計
法案(八木一男君外二十七名提
出)、国民年金法の施行及び国民
年金と他の年金等との調整に関
する法律案(八木一男君外十四
名提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 裁判所職員定員法の一
部を改正する法律案(内閣提出)
捕獲検査所の検定の再審査に関す
る法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)
商工組合中央金庫法の一部を改正
する法律案(内閣提出)
中小企業信用保険公庫法の一部を
改正する法律案(内閣提出)
国立学校設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

午後四時四十一分開議
○議長(加藤謙五郎君) これより会議
を開きます。

国土開発縦貫自動車道建設審議会
委員の選挙

○議長(加藤謙五郎君) 国土開発縦貫
自動車道建設審議会委員が四名欠員と
なっておりますので、この際その選挙
を行います。

○松澤雄蔵君 国土開発縦貫自動車道
建設審議会委員の選挙は、その手続を
省略して、議長において指名せられん
ことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと
認めます。

議長は、国土開発縦貫自動車道建設
審議会委員に

中村 梅吉君 益谷 秀次君
竹山祐太郎君 増田甲子七君
を指名いたします。

鉄道建設審議会委員の選挙
○議長(加藤謙五郎君) 鉄道建設審議
会委員が三名欠員となっておりますの
で、この際その選挙を行います。

○松澤雄蔵君 鉄道建設審議会委員の
選挙は、その手続を省略して、議長
において指名せられんことを望みま
す。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと
認めます。

議長は、鉄道建設審議会委員に
中村 梅吉君 益谷 秀次君
竹山祐太郎君
を指名いたします。

土地調整委員会委員任命につき同
意を求めるの件

○議長(加藤謙五郎君) お諮りいたし
ます。内閣から、土地調整委員会委員
に山崎丹照君を任命したいので、土地
調整委員会設置法第七条第一項の規定
により本院の同意を得たいとの申し出
があります。右申し出の通り同意を与
えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと
認めます。よって、同意を与えるに決
しました。

国民年金法案(内閣提出)及び国民
年金法案(八木一男君外十四名
提出)、一般国民年金税法案(八
木一男君外二十七名提出)、労働
者年金税法案(八木一男君外二
十七名提出)、国民年金特別
会計法案(八木一男君外二十七
名提出)、国民年金法の施行及
び国民年金と他の年金等との調
整に関する法律案(八木一男君
外十四名提出)の趣旨説明

○議長(加藤謙五郎君) 内閣提出、国
民年金法案、及び、八木一男君外十四
名提出、国民年金法案、八木一男君外
二十七名提出、一般国民年金税法案、
同じく労働者年金税法案、同じく国民
年金特別会計法案、八木一男君外十四
名提出、国民年金法の施行及び国民年
金と他の年金等との調整に関する法律
案の趣旨の説明を順次求めます。

厚生大臣坂田道太君。

〔国務大臣坂田道太君登壇〕

○国務大臣(坂田道太君) 国民年金法
案につきまして、その趣旨を御説明申
上げます。

御承知のように、わが国の公的年金
制度には、厚生年金保険制度を初め、
恩給、各種共済組合による年金制度な
ど、すでに幾つかの制度があります
が、これらは、いずれも一定の条件を
備えた被用者を対象とするものであり
まして、国民の大半を占める農民、商
工業者、零細企業の被用者などは、

官 報 (号 外)

いまだに年金制度から取り残されたままになっております。ひるがえって、最近のわが国の人口趨勢を見ますに、国民の死亡率は激減し、平均余命は戦前に比べ飛躍的な伸びを見せ、その結果、高齢人口は、絶対数におきましても、また、国民全体の中において占める比率におきましても、著しい増加の傾向を見せております。しかるに、一方、これら高齢者の置かれております生活状態は、戦前に比べ、むしろきびしさを加えているのであります。このことは、程度の差こそあれ、身体障害者や母子世帯の場合にも同様と言えるのであります。

このような事情からいたしまして、社会保障制度の一環として全国民に年金制度を及ぼし、これを生活設計のよりどころとして国民生活の安定をはかって参ります体制を確立いたしますことが、国民の一致した要望となつてきたのであります。

与党たる自由民主党におきましては、かねてからこの問題について研究しておつたのでありますが、ついに、昨年春の衆議院議員総選挙に際し、国民年金制度の創設を国民の前に公約いたしましたのであります。社会党におかれましても、この問題を多年にわたつて研究され、すでに数回にわたり国民年金法案を国会に御提案になつておられるのでございます。

政府といたしましては、このような各方面の要望にこたえるため、昨年六月内閣総理大臣の諮問に応じて行われました社会保障制度審議会の国民年金制度に関する答申を参考とし、鋭意、国民年金制度の企画立案を急いで参つたのであります。ここに、これがわが国の現状に最も即応し、かつ、実現性の強いものと考えまして、この法案を提出した次第であります。

次に、国民年金法案の基本的な立て方について申し上げます。

本法案におきましては、拠出制の年金を基本とし、無拠出制の年金は経過的及び補完的に併用していく建前をとつたのであります。拠出制を基本といたしたのは、第一に、みずから掛金をし、その掛金に応じて年金を受けるといふ仕組みをとることによりまして、高齢のうちに予測できる事態に對しては、すべての人が、若いうちから、みずからの力でできるだけの備えをするという原則を堅持して参りたいと考えたからであります。年金制度におきましてこのような建前をとりま

すことは、制度が将来にわたつて健全な発展を遂げて参りますための不可欠の前提と考えられるのであります。イギリス、アメリカ、西ドイツ等、諸外国における多年の経験も、このことを明らかに示しているのであります。さらにまた、わが国のように高齢人口の急激に増加して参ります国におきま

しては、無拠出制を基本とした場合、将来における国の財政負担が膨大になり、それだけ将来の国民に對して過度の負担を負わせる結果となるわけでありまして、これを避けましたために、拠出制を基本とした積立方式をとり、積立金及びこれから生ずる利子収入を有力な財源として給付費をまかなつていく仕組みが必要となるのであります。

しかしながら、拠出制のみでは、現在の高齢者、身体障害者または母子世帯、あるいは将来にわたつて保険料を拠出する能力の十分でない不幸な人々には年金の支給が行われないこととなりますので、これらの人々にも年金を支給いたしますために、無拠出制の年金を併用することとした次第でございます。

次に、本法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

まず、基本的なものである拠出制について申し上げます。

第一に、その適用対象であります。これは二十才から五十九才までの全国民であります。現行公的年金制度の適用者及び受給者は適用除外とし、また、その配偶者及び学生につきましては任意加入を認めることといたしました。しこうして、これらの者に対する将来にわたるこの法律の適用関係につきましても、国民年金制度と現行公的年金制度との関連を考慮して、引き続き検討することとしたのであります。

す。これは、国民年金制度から現行公的年金制度の適用者等を除外いたしますと、本制度と現行公的年金制度との通算調整、さらには現行公的年金制度相互間の通算調整を行わなければ、各制度の被保険者でありながら、その間を移動いたしますと年金を受けることができないという者が多数生ずることになり、国民年金制度の意義が減ずるおそれがありますので、これについて具体的方策を講ずべきことを法文に明記いたしましたのであります。なお、本制度の拠出制が発足いたしますときに、すでに五十五才をこえている者は、たとひ六十五才まで保険料を納付したとしても年金を受ける資格を得ることができませんので、適用を除外し、五十九才から五十五才までの者は、希望すれば保険料を納付して拠出制の年金を受けることができるよう、任意加入の道を開いたのであります。

第二に保険料であります。これは、二十才から三十四才まで月額百円、三十五才から五十九才までは百五十円としたのであります。この額は国民の大部分が負担できるものと考へてきめたものであります。生活保護を受けている者とか、その他の保険料を負担する能力の乏しいと認められる者については保険料免除の道を開く等、低所得階層に対する特別の措置を考慮いたしました。

第三に年金給付についてであります。年金給付の種類は、老齢、障害、母子、遺児及び寡婦の五種類といたしております。

まず老齢年金であります。これは、保険料を二十五年以上納付した者が六十五才になったときに支給するものであります。しかしながら、さきに申し上げました保険料を負担する能力が乏しい者につきましては、十年間だけ実際に保険料を納付すれば年金を支給することにいたしました。また、拠出制が発足いたしましたときに、すでに一定年令をこえていて、二十五年以上の保険料を納付する期間がない者につきましては、この者の年令に応じて、この期間を十年ないし二十四年に短縮いたしますこととしております。

年金の額は、保険料納付の期間に応じて、保険料を二十五年納付した者には年に二万四千円、二十才から五十九才まで四十年間納付した者には年に四万二千円を支給いたしますこととしております。

次に障害年金であります。これは、一定期間保険料を納付した者が、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度、すなわち、片手とか片足を失つた程度の障害になったときに支給し、その額は、保険料の納付期間に応じて、二万四千円から四万二千円までとしております。これより重い程度の障害、すなわち、両手とか両足を

失つた程度の障害になつた場合には、これに年額六千円を加算することにしたしました。

次に母子年金であります。これは、妻が一定期間保険料を納付した後、一家の働き手である夫に死に別れて十八才未満の子を扶養しているような場合に支給するものでありまして、年金額は、保険料の納付期間に応じて、一万九千二百円から二万五千二百円まであります。なお、子が二人以上あるときは、これに第二子以降の子一人につき四千八百円を加算されることとなります。

また、遺児年金は、父母いずれにも死に別れた十八才未満の子に支給し、年金額は、保険料の納付期間に応じて、七千二百円から一万五千円までとしてあります。この額も、子が二人以上あるときは、これに第二子以降の子一人につき四千八百円を加算されることとなります。

寡婦年金は、婚姻後十年以上経過した妻が、老齢年金を受けるに必要な期間保険料を納付した夫と死別したときに六十才から六十五才まで支給し、年金額は、夫の受けるべきであった老齢年金額の半額としてあります。

次に、無拠出制年金について申し上げます。

初めに申し上げました通り、本制度は拠出制を基本としたものであります。また、制度発足のときすでに七十才

以上である者はもちろんのこと、このときすでに五十才以上である者も、原則として拠出制の年金を受けることができないのであります。制度発足のときに、すでに身体障害とか、母子世帯の状態にある者につきましても同様であります。これらの者に対しても年金を支給いたすことによりまして、文字通り国民皆年金の実をあげますために、無拠出制による老齢、障害、母子の三つの援護年金を経過的に支給することとしたのであります。

まず老齢援護年金についてであります。これは、先ほど申し上げました通り、制度発足のときすでに五十五才以上である者、五十才以上五十五才未満で任意加入の道を選ばなかった者、または将来にわたって保険料の負担能力が乏しいため拠出制の老齢年金を受けるに必要な保険料の納付を行ひ得なかつた者に対し、七十才から一万二千円を支給いたします。

障害援護年金は、制度発足のとき二十才以上の者であつて、すでに両足とか両手を失つた程度の廃疾の状態にある者、または保険料の負担能力が乏しいか、または二十才未満でこれと同程度の廃疾になることにより拠出制の障害年金を受けるに必要な保険料の納付を行ひ得なかつた者に対して、一万八千円を支給いたします。

また、母子援護年金は、制度発足時すでに夫と死別して十六才未満の子を

扶養している者、または保険料の負担能力が乏しいため拠出制の母子年金を受けるに必要な保険料の納付を行ひ得ずして夫と死別し、十六才未満の子を扶養している者で、いずれも二十五才以上の子のない場合に一万二千円を支給いたします。なお、子が二人以上あるときは、第二子以降の子一人につき二千四百円を加算いたすことになっております。

これらの援護年金は、拠出制年金のように自分であらかじめ拠出しておいた者に対して支給するものではなく、すべて一般財源から支出するものであります。すなわち、すでに現行公的年金制度による年金を受けている者でありますとか、一定程度以上の所得のある者など、比較的恵まれた状態にある人たちに對しましては、この支給を制限いたすことになっております。

次に、この援護年金と生活保護制度との関係についてであります。本制度による年金は、その建前上、生活保護法による被保護者に対しても当然支給されるのであります。この年金を支給いたしたとしても、生活保護制度の運用において特別の措置を講じませんと、その人の受ける年金のすべてが収入認定の対象となり、従つて、被保護者にとつては何ら実質的な意義がないという結果になりますので、この点、不合理のないよう措置いたす心算であります。

第四に、年金財政について申し上げます。本制度におきまする財政運営方式としては、積立式をとることにいたしておりますが、これは、財政運営方式を賦課式といたしました場合、わが国の現状におきましては、年金を無拠出制のみとした場合と同じように、将来の被保険者に対して過度の負担を負わせる結果となるからでございます。

なお、本制度の積立金は、制度の発足当初から次第に増加することになるものであります。これが運用はきわめて重要な問題でありまして、今後とも慎重に研究いたして参りたいと考えております。

次に国庫負担でございますが、これは、毎年度の保険料収入総額の二分の一に相当する額を負担することにしてあります。このようにな国庫負担割合は、従来の社会保険、特に年金制度には見られないほど大きいものであります。これを見ましても、国民年金制度の維持育成に対する熱意を肯定していただけるものと考えております。なお、援護年金の給付に要する費用は、当然のことながら、全額国庫で負担いたします。また、事務費につきましても、これを全額国庫が負担することといたしております。

最後に、実施の時期であります。援護年金の支給につきましては昭和三十四年十一月一日から、拠出制年金につきましては昭和三十六年四月一日から

保険料の徴収を開始いたすことといたしております。

以上で国民年金法案の趣旨の御説明を終りたいと存じます。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) 提出者八木一男君。

〔八木一男君登壇〕
○八木一男君 私は、日本社会党を代表して、わが党提出の国民年金法案、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案、一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案の互いに相関連する五法案に關して、一括して提案の趣旨、理由並びに内容の大綱を御説明申し上げるものであります。

戦後、わが国民の平均寿命は大いに延び、六十才まで存命した人の寿命は、男子七十四才、女子七十七才に達しております。従つて、人口の老齢化現象が進み、総人口に対する比率も絶対数とともに相当に増加し、さらに増加する趨勢にあります。大ぜいの人が長生きすることができるようになりましたことは、まことに喜ばしいことであります。また、安んじ、安心して暮らしていただけるのであれば、その喜びは激減するわけでありません。老後の生活については、従来、それに備えて、それぞれ貯蓄をするなり、あるいは子供の世話を受けるというところが常識になっておりました。ところ

が、その二つともあまりたよりにできないというのが現在の状態であります。

現在の老人が、若いころに、老後に備えて、しとしてたくわえた貯蓄は、貨幣価値の変動により、実際上はほとんど役に立たなくなり、お年寄りはまことに気の毒な状態にあります。このようなことが将来も絶対に起らないとは断定できませんし、もし、幸い起らないとしても、老後の長さが予測できないとき、これを貯蓄のみで安心することは、ごく一部の階層のみにしかできない相談であります。さらに、毎日の生活に苦しんで、貯蓄の見込みなどほとんどない大衆にとっては、この方法は夢物語であります。

次に、子供に世話になる方法であります。これも、戦前とは大きく事情を異にいたしております。現行民法は、扶養の義務を明確に規定しているものであります。家族制度改革によつて、親に対する扶養の義務がないとする誤まった理解が行われて、老人を心細がらしてあり、さらに、わが国の国民生活の貧困は、親孝行な子供たちにも物質的には十分な親孝行ができない状態に追いやってあります。子供たちの孝養のみにたより切れず、みずから備える方法としての貯蓄はまことに不完全な制度、これでは、老後の生活を楽しいものにするには、一部特権階級を除いては至難といわなくてはなりません。

一方、母子世帯においては、年取十

八万円未満のものが全体の九〇%も占めており、まことに困難な状態のもとに子女の保育が行われております。身体障害者に至つては、障害のため特殊な失業があるにもかかわらず、所得の機会にはほとんど恵まれないうで、その大部分が最低生活の維持すら困難な状態にあります。

このような事態を救い得る制度が年金制度であることは申すまでもありません。ところが、わが国の年金制度は一部勤労階級に適用されているのみで、大部分の国民はそのうち外に放置されてあります。勤労者の場合も、恩給資格者と公共企業体共済組合等の適用者のうち、高給者である者を除いては、厚生年金等すべてが、はなはだ程度の低いものであり、また、通算がほとんどないという不備なものであります。老後を安心させ得るものではありません。

このような状態にかんがみまして、昭和二十五年、社会保障制度審議会の勧告が出たわけでありましたが、自後、歴代の保守党内閣が何らの推進もしなかつたことは、まことに怠慢きわまるものといわなくてはなりません。

(拍手)
わが党は、以前より年金制度の必要性を痛感し、その完成を主張して参りました。昭和三十一年、呼び水の意味で、慰老年金法案、母子年金法案を提

出したのでありますが、一昨年、国民のための、総合的な、根本的な年金制度を研究、決定し、その基本法として、国民年金法案を、昨年の第二十八、第二十九、第三十国会に提出いたしましたのであります。さらに幾分の修正をして提出いたしましたのが本国民年金法案であり、即時実行でき得るよう、手続上の具体的な内容を決定しているのが関係四法案であります。

本国民年金法案等を作るに当りまして、私どもは、国民年金制度が完成までに長期間を要する性質のものであることにかんがみまして、創設当時より完全な目標に向つて進まなければならぬと考へました。そして、その目標は、すべての国民に、憲法で保障された、健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにすることに置いたわけでありました。(拍手)

以上の目標を達成するため、具体的には、第一に、制度の完成した場合の老齢給付の最低限度を現在の貨幣価値の月七千円、すなわち、年八万四千円と決定いたしました。第二に、この年金をすべての国民が支給されるものとするため、拠出困難あるいは不可能な期間、年金税を減額あるいは免除することとし、減免を何回受けた者でも年金額は完全に全額支給すべきだと考へました。(拍手)第三に、過渡期のものも、できるだけ早く月七千円の線に近づくようにし、第四に、無拠出年金につ

いては、必要の度の多い人に対する年金に厚みをかけ、また、生活保護と併給することにしたしまして、その目的に沿うよういたすべきものと考へた次第でございます。(拍手)

このような完全な考え方では、国民年金制度を作ることによつて所得保障といふ本来の目的を果すとともに、他の重要な面に非常に大きな影響を与え得るものと考へております。国民年金制度を通じての所得再分配によつて国民生活の不均衡が相当程度是正され、これによつて継続的な有効需要が確保されることによつて、諸産業の振興、安定に資するところ大なるものがあると考へられます。(拍手)このことは雇用の増大と安定を招来するものであります。さらに、完全な所得保障によつて不完全就労を減少し、労働力率の低下するといふ好ましい効果の面を加へまして、完全雇用への道を進めるものと信じます。(拍手)さらに、十分な年金制度は、雇用労働力の新陳代謝を促進し、鉱工業生産力を増大せしめるとともに、農業、中小商業の経営権を若き世代に移すことによつて、その近代化への原動力と相なります。(拍手)

以上のごとく、完全な国民年金制度は、取得能力の少ない国民に完全な所得保障をすることによつて、国家がその責任を果すといふ本来の効果のほか、現代わが国における内政上の重要課題のほとんどすべてに解決の道を進める制度であると断言しても、あえて過言ではあるまいと信ずるものであります。(拍手)

以上の観点から、りっぱな国民年金制度を作り上げることに決心したわけでありまして、現在の国家財政、個人経済の状態から、そのことの実現のため多大の工夫を必要といたしました。その結果、国民年金には、積立金方式のほか、賦課方式を取り入れることに踏み切つたわけでありました。

現在年金を必要とする人々に無拠出年金を支給し、現在生産年齢にある人々の年金を完全積立方式とすれば、現在のゼネレーションが二重負担になり、年金のための負担は限界に達します。この障壁を乗り越えるために、われわれは、われわれの親連に親孝行をする、そのかわり、その分だけ子供連に親孝行をしてもらふという考え方で、一部賦課方式を採用して、この困難を乗り越えることにいたしました。(拍手)そのほか、収入の多い者に年金税を多く負担させること、累進課税で徴収する分の多い一般財源からできるだけ多くの国庫支出をすること等に踏み切つてこの法案ができたわけでありました。

以下、膨大な内容を、要点を抽出して御説明いたしたいと存じます。

本法案は、大分けにして、特別国民年金と普通国民年金の二つの部分で構

成されております。特別国民年金は、現在直ちに年金を必要とする老人、母子家庭、身体障害者に対して、無拠出、すなわち、一切の掛金、負担金なしに年金を支給して、これらの人々の生活を援助する制度であります。普通国民年金は、現在の青壮年、さらに、以後続く国民に対して、拠出、すなわち、国民が年金税を納入して特別会計に積み立てる資金と、一般財政よりの賦課方式による大幅な国庫負担金とをもって、その老齢、障害、あるいは遺族に対する完全な生活保障をする制度であります。

まず、最初に特別国民年金の方から御説明いたしますと、これは、さらに養老年金、母子年金、身体障害者年金の三制度に分れております。

養老年金は、本人の年収十三万円以下の老人に支給されるものでありまして、六十才から支給を開始するものであり、六十五才から倍額にして、自後、一生涯、毎年同額を支給いたしますこととしております。年収十八万円未満の家庭の老人には、その金額は、六十才以後に年二万四千円になり、従って、老夫婦の場合は、毎年四万八千円が支給されることに相成ります。年収十八万円から三十六万円の家庭は、右の半額が支給されるわけでありまして、母子年金は、二十才未満の子女を有する母子世帯に対するものでありまして、年収十二万円未満の母子家庭に年

額三万六千円を支給し、子女が二名以上の場合には、第二子から、一名につき年額七千二百円の加算をいたすことになっております。年収十二万円以上十八万円未満の母子家庭は、基本額、加算額、ともにそれぞれ半額を支給することにしてあります。なお、配偶者のない祖母、姉等が子女を保育する場合も支給することにしてあります。

（拍子）

身体障害者年金は、障害の程度によって支給金額が異なっており、年収十二万円未満の身体障害者に対し、一級の場合は年額四万八千円、二級の場合は年額三万六千円、三級の場合は年額二万四千円を支給し、配偶者並びに子女に關して支給される加算は、等級にかかわらず、家族一名につき年七千二百円ずつ支給することに相なっております。年収十二万円ないし十八万円の世帯の身体障害者に対しては、基本額、加算額、ともにおのおの半額を支給することとしてあります。

以上、養老、母子、身体障害者の三年金、すなわち、特別国民年金の制度の全般を通じて申し上げておくべきことは、まず、三年金とも収入により給付を制限いたしておりますが、最初に適用されなくとも、後に、本人または世帯の収入が不幸にして減少した場合、そのときから適用されるわけでありまして、その意味で、全国民のものといふことができると思つてい

るわけでありまして、次に、この三年金は全然税金の対象としておりませんので、以上の年金が完全に対象者の手に入ることにになり、また、生活保障と完全併給することにしてあります。

この制度は、農漁民、商工業者、医師、弁護士等のすべての自営業者と、労働者の家庭も含めた全家庭の主婦等、すべての無職者に適用されるものであり、言いかえれば、労働者本人以外の全国民が対象となるものであります。年金額は全部一律で、六十才から、一名につき、本制度が完成されたあかつきには、年八万四千円であつて、一生涯支給されます。従つて、老夫婦の場合は十六万八千円に相なるわけでありまして、この場合、もし、本人が六十才より早く、または、おそくから支給を受けたいと希望する場合は、五十五才から六十五才までの間において、希望の年からそれぞれ減額あるいは増額した年金を支給できることとしてあります。国は、この八万四千円の年金給付の五割を一般財源より負担し、支払いの年に特別会計に払い込みます。また、別に、特別会計で積み立てておくため、対象者の属する世帯より一般国民年金税を徴収いたします。拠出期間は二十才から五十四才までの三十五年間、税率は、一般国民年金税法案第十条に規定してございますが、大體、一名平均月百六十六円に相なる計算であります。国民健康保険税の場合と似た方法で、均等割五、所得割三、

遺族年金の給付があります。主として老齢年金給付につき御説明申し上げますこととし、まず、一般国民年金より御説明申し上げます。

この制度は、農漁民、商工業者、医師、弁護士等のすべての自営業者と、労働者の家庭も含めた全家庭の主婦等、すべての無職者に適用されるものであり、言いかえれば、労働者本人以外の全国民が対象となるものであります。年金額は全部一律で、六十才から、一名につき、本制度が完成されたあかつきには、年八万四千円であつて、一生涯支給されます。従つて、老夫婦の場合は十六万八千円に相なるわけでありまして、この場合、もし、本人が六十才より早く、または、おそくから支給を受けたいと希望する場合は、五十五才から六十五才までの間において、希望の年からそれぞれ減額あるいは増額した年金を支給できることとしてあります。国は、この八万四千円の年金給付の五割を一般財源より負担し、支払いの年に特別会計に払い込みます。また、別に、特別会計で積み立てておくため、対象者の属する世帯より一般国民年金税を徴収いたします。拠出期間は二十才から五十四才までの三十五年間、税率は、一般国民年金税法案第十条に規定してございますが、大體、一名平均月百六十六円に相なる計算であります。国民健康保険税の場合と似た方法で、均等割五、所得割三、

遺族年金の給付があります。主として老齢年金給付につき御説明申し上げますこととし、まず、一般国民年金より御説明申し上げます。

この制度は、農漁民、商工業者、医師、弁護士等のすべての自営業者と、労働者の家庭も含めた全家庭の主婦等、すべての無職者に適用されるものであり、言いかえれば、労働者本人以外の全国民が対象となるものであります。年金額は全部一律で、六十才から、一名につき、本制度が完成されたあかつきには、年八万四千円であつて、一生涯支給されます。従つて、老夫婦の場合は十六万八千円に相なるわけでありまして、この場合、もし、本人が六十才より早く、または、おそくから支給を受けたいと希望する場合は、五十五才から六十五才までの間において、希望の年からそれぞれ減額あるいは増額した年金を支給できることとしてあります。国は、この八万四千円の年金給付の五割を一般財源より負担し、支払いの年に特別会計に払い込みます。また、別に、特別会計で積み立てておくため、対象者の属する世帯より一般国民年金税を徴収いたします。拠出期間は二十才から五十四才までの三十五年間、税率は、一般国民年金税法案第十条に規定してございますが、大體、一名平均月百六十六円に相なる計算であります。国民健康保険税の場合と似た方法で、均等割五、所得割三、

遺族年金の給付があります。主として老齢年金給付につき御説明申し上げますこととし、まず、一般国民年金より御説明申し上げます。

この制度は、農漁民、商工業者、医師、弁護士等のすべての自営業者と、労働者の家庭も含めた全家庭の主婦等、すべての無職者に適用されるものであり、言いかえれば、労働者本人以外の全国民が対象となるものであります。年金額は全部一律で、六十才から、一名につき、本制度が完成されたあかつきには、年八万四千円であつて、一生涯支給されます。従つて、老夫婦の場合は十六万八千円に相なるわけでありまして、この場合、もし、本人が六十才より早く、または、おそくから支給を受けたいと希望する場合は、五十五才から六十五才までの間において、希望の年からそれぞれ減額あるいは増額した年金を支給できることとしてあります。国は、この八万四千円の年金給付の五割を一般財源より負担し、支払いの年に特別会計に払い込みます。また、別に、特別会計で積み立てておくため、対象者の属する世帯より一般国民年金税を徴収いたします。拠出期間は二十才から五十四才までの三十五年間、税率は、一般国民年金税法案第十条に規定してございますが、大體、一名平均月百六十六円に相なる計算であります。国民健康保険税の場合と似た方法で、均等割五、所得割三、

資産割二という割合で徴収することになっておりますので、収入の少ない人は、ずいぶんと安くなる見込みであり、さらに、納入困難あるいは不能の人については、減額あるいは免除をすることにしてあります。何回減免を受けた人にも、年金を支給するべき際には、無条件で他の人と同じ年金を支給するという、社会保障に徹底した考え方に立っていることを、重ねて明らかにいたしておきます。

廃疾年金の場合は、一級は老齢年金と同額、二級はその四分の三、三級は二分の一に相当する金額を支給することにしてあります。

遺族年金は、老齢年金の半額、子供一名につき年二万四千四百円の加給をつけることとしてあります。

以上で、特に申し上げておかなければならないことは、年金については課税の対象としないこと、並びに、年金額が、スライド、すなわち、物価変動に応じて改訂されることでもあります。

この場合、一般国民年金税もスライドされることは当然であります。

次に、労働者年金について申し上げます。本制度は、あらゆる職種の労働者本人に適用されるものであつて、五人未満の事業所の労働者、日雇い労働者、山林労働者等にも適用されます。老齢年金は六十才から支給されることが原則であります。炭鉱労働者、船

次に、労働者年金について申し上げます。本制度は、あらゆる職種の労働者本人に適用されるものであつて、五人未満の事業所の労働者、日雇い労働者、山林労働者等にも適用されます。老齢年金は六十才から支給されることが原則であります。炭鉱労働者、船

次に、労働者年金について申し上げます。本制度は、あらゆる職種の労働者本人に適用されるものであつて、五人未満の事業所の労働者、日雇い労働者、山林労働者等にも適用されます。老齢年金は六十才から支給されることが原則であります。炭鉱労働者、船

次に、労働者年金について申し上げます。本制度は、あらゆる職種の労働者本人に適用されるものであつて、五人未満の事業所の労働者、日雇い労働者、山林労働者等にも適用されます。老齢年金は六十才から支給されることが原則であります。炭鉱労働者、船

次に、労働者年金について申し上げます。本制度は、あらゆる職種の労働者本人に適用されるものであつて、五人未満の事業所の労働者、日雇い労働者、山林労働者等にも適用されます。老齢年金は六十才から支給されることが原則であります。炭鉱労働者、船

員、機関車労働者等は五十五才開始といたしておりますことは、現行厚生年金と同様であります。

老齢年金額は、制度が完成した場合は、一般国民年金と同額の八万四千円を基本額とし、それに標準報酬額に比例した金額が付加されます。その金額は、現在の賃金水準で平均年六万三千円になる計算でありまして、合計、平均年十四万七千円に相なります。従って、将来賃金水準が上った場合には、この平均額は上昇いたします。

労働者年金税法に規定されている労働者年金税は、もちろん、標準報酬の高低に従って定められております。一般国民年金の場合より年金額が多いのでありますから、年金税は当然高額のに相なりますが、この場合、使用者が半分以上負担することに相なっておりますので、労働者負担はあまり重くなり、平均して月額二百円程度であります。低賃金労働者の負担は、標準報酬が少いたため、右の平均額よりはるかに少額に相なることは当然であります。

提出期間は、一般国民年金と同様、二十才より五十四才までの三十五年間でありま。

この労働者年金の特徴は、異なる事業所間にもあつて、農林漁業、商業、家庭の婦人等、一般国民との間にも完全通算をすることでありまして、基本給の八万四千円は、何回職業が変つても完全に確保され、平均六万

三千円の標準報酬比例部分は、二十才から五十四才までの間に労働者であつた期間だけの割合で、それがたとい一年であつても加算されるわけでありま。

が、既得権、期待権の尊重に十分の配慮を払うとともに、完全なる持ち分移管方式を採用して、途中で制度が変わる人あるいは途中転職者の利益を完全に保護することにいたしました。制度の上では、厚生年金保険、船員保険の年金部

全国民の非常なる期待、前段に申し述べましたように、完全な国民年金制度のきわめて大きな意義より見まして、断々固として踏み切つてよい金額であると私どもは信じております。(拍手)

金に対する政府の態度について一言言及しておきたいと思ひます。

以上、一般国民、労働者、両制度について申し上げましたが、その年金額は完成時のことを申し上げたわけであり、提出期間が三十五年に満たない人は、その期間に応じた年金額が定められていたことは申すまでもありません。御参考にあつた年金額を申し上げますと、施行時三十五才の人の年金額は、一般国民年金では年八万四千円、労働者年金では年八万四千円になる計算であります。

以上が本国民年金制度の内容の大綱であります。実施に當つての既存年金との関係は、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案に規定いたしておるわけでありま。

そのうち、養老年金約七百九十八億円、母子年金約三百十六億円、身体障害者年金約四十五億円、国民年金税減免の補てん分約四十四億円、労働者年金の国家公務員並びに地方公務員に対する国の直接、間接の負担額、これは二十才以上の新規採用者分のみであります。約一億円、年金支払いに要する事務費約八億円と相なっております。

金に對する政府の態度について一言言及しておきたいと思ひます。

以上が本国民年金制度の内容の大綱であります。実施に當つての既存年金との関係は、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案に規定いたしておるわけでありま。

そのうち、養老年金約七百九十八億円、母子年金約三百十六億円、身体障害者年金約四十五億円、国民年金税減免の補てん分約四十四億円、労働者年金の国家公務員並びに地方公務員に対する国の直接、間接の負担額、これは二十才以上の新規採用者分のみであります。約一億円、年金支払いに要する事務費約八億円と相なっております。

金に對する政府の態度について一言言及しておきたいと思ひます。

金に對する政府の態度について一言言及しておきたいと思ひます。

これを要約いたしますと、制度統合の熱意は全く見られず、内容も範圍も国民年金の名に値しない不十分なものであり、組み立ては社会保険主義に墮し切つて、社会保障とはおよそ縁の遠い制度でございます。(拍手)三種の種類の年金は、無拠出年金とは言い切ることのできない、あいまいな制度でありまして、その内容は、拠出制年金以上に魅力のないものであります。老齢援護年金七十才開始では、六十九才までに死亡される老人にとっては、この制度は縁にかいたもちでございます。

(拍手)母子世帯に月一千円、一級障害者に月一千五百円の援護年金では、全く涙金にひとしいものでございます。

二級、三級の障害者、さらに内科障害の場合は、一級の人にさえも一文も支給しないなどというところは、全くあきれ返つて話になりません。(拍手)さらに、この制度の最大の欠点は、生活保護と併給の制度がとられていないこととであります。これでは、最も気の毒な老人、未亡人、身体障害者には、實際上援護年金の制度は何らの役にも立たないことに相なるわけでありまして、以上のように、政府案の内容は、よく検討してみますと、これでも国民年金のつもりか、これが社会保障か、と声を大にして批判しないわけには参らないのでございます。(拍手)討論ではございませんで、これ以上の論評は差し控えることにいたしますが、こ

のような態度の政府に対して、国民が真相を理解したならば、当然手きびしい批判が起るものと信ずるのでございます。政府がこの点を猛省されて、わが党のごとく社会保障に徹底した態度をとられることを強く要求するとともに、与党の各位が、広やかなお気持ちをもち、わが党提出の五法案を建設的に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを心から御要望申し上げまして、御説明を終る次第でございます。(拍手)

国民年金法案(内閣提出)及び国民年金法案(八木一男君外十四名提出)

国民年金法案(八木一男君外十四名提出)、一般国民年金法案(八木一男君外二十七名提出)、労働者年金法案(八木一男君外二十七名提出)、国民年金特別会計法案(八木一男君外二十七名提出)、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案(八木一男君外十四名提出)の總旨説明に対する質疑

○議長(加藤謙五郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。野田卯一君。

(野田卯一君登壇)

○野田卯一君 私、自由民主党を代表いたしました。ただいま政府より提案されました国民年金法案について若干の質問をいたしたいと思います。

わが党は、去る昭和三十一年の参議院選挙のときに国民年金の創設準備を公約し、また、昨年五月の総選挙に際しては、老齢者、身体障害者、母子世帯に対する国民年金制度を昭和三十四年度から漸次創設するとお約束をいたしました。今回、老齢、母子、障害の三年金同時実施、こういふ、公約を上回る国民年金法案が提出されましたことは、まことに欣快にたえないところでございます。(拍手)また、これによって、骨組みといたしましては、わが国においても医療保障から所得保障にわたつて社会保障制度を全面的に実施することに相なりましたことは、まさに歴史的な重要な意義を有するものといわざるを得ません。(拍手)

年金制度は、今日においては近代的国家がごとくこれを有しておりまして、その形態は国によって各種各様であります。その内容いかんは、その国及び国民の持つ経済力の充実程度によって決定せられておるものと認められます。終戦後十有余年にいたしまして、わが国が社会保障制度の最大にして最後のものと認められる国民年金制度に取り組むことができるようになり、また、官民あげての努力による経済復興のためものであります。が、経済力がまだ十分でないわが国におきまして、進んだ、高い程度の国民年金制度の実施を、今にわかに期待し得ないことを、率直に認めざるを得ないものでございます。従つて、このたび政府の提案いたしました国民年金法案は、経済面より大きな制約を受け、われわれの理想とするものから、かなり隔たりのあるものにならざるを得なかつたことに深い理解を持ちながら、以下、数点にわたつて、政府の見解をただす次第でございます。

質問の第一点は、制度の基本的な立て方についてであります。政府案においては、拠出制の年金を基本とし、無拠出制は経過的、補足的にのみこれを認めていこうという根本原則を打ち出してあります。世間には、国民年金といへば、政府から一方的に支給される無拠出年金であると考えている向きもあれば、また、昨年の総選挙におけるわが党の公約は無拠出年金が基本であるかのごとく誤解している人々も少なくないのでございます。世界各国の実例を見ますと、形こそさまざまではあります。拠出制が原則として認められており、国民の生活設計のよりどころとなるに値する年金を支給するためには、国家財政の立場においても、拠出制の建前によらざるを得ないことと私は考えるのであります。ついては、拠出制を建前とした場合と無拠出制を建前とした場合との国庫負担の計数的な比較等をも示して、拠出制を建前とすべき理由を、でき得る限り明快にお答え願ひたいと存じます。

質問の第二点は、拠出金、すなわち保険料と、保険期間についてであります。

す。政府案によりますと、拠出制の年金において、保険料は二十才から三十四才までは月百円、三十五才から五十九才までは月百五十円となつております。この、月百円ないし百五十円という金額は、経済力の豊かな地方では大した負担ではないかもしれませんが、貧弱なる農山漁村では、家族数も多く、一戸当り一年間に五千円前後の負担をせねばならないのであります。果してこれに耐え得るものでありましようか。これについては農山漁民がすでに危惧の念を抱き、一部には国民年金制度に対する反対運動すらも起つておるのであります。これに対しまして、厚生大臣はいかに考えておられますか。また、いかに対処せんとするものでありますか。また、国民年金の額が保険料の納付期間の長短により異なつてゐるのは当然であります。二十五年以上かからないと老齢年金が支給されないというのとは長過ぎはしないか。社会保障制度審議会案では五年以上となつておりますが、これを短縮することはできないものであるか。この開きがあるに大きいので、納得のいく答弁をお願いいたしますのでござい

ます。質問の第三点は、保険料の徴収についてであります。拠出制年金が円滑に実施されるかどうかは、保険料が完全に徴収されるかにかかつておりまして、これがうまくいかぬときは、

質問の第三点は、保険料の徴収についてであります。拠出制年金が円滑に実施されるかどうかは、保険料が完全に徴収されるかにかかつておりまして、これがうまくいかぬときは、

提出制年金の基礎はくずれてくるのでございます。政府案によりますと、国民年金手帳に国民年金印紙を張る方法によるということになっておりますが、果してこれが確實に行われるかどうかについては多分に疑問を抱かざるを得ないのであります。特に、若い世代の人々には国民年金についての関心が薄く、また、国民一般の者にあつても、老齢年金をもらうのがだいたい先のことであるという観点から、納付を怠る者が多いのではなからうかと懸念もされておるのであります。政府は、徴収の完遂を期するために、いかなる方法をとらうとしておられるのでありましょか。また、国民年金印紙を張る方法にかえ、通常の税金と同じよう

に、納入告知の方法によるべきであるとの意見もあるものであります。これらの点について、御見解を明らかにされたいのであります。

第四点は、生活水準や貨幣価値の変動と年金制度との関係についてであります。この年金制度は、長らくの間保険料を払い込んだ後に年金が支給されるという仕組みになっておりますので、きわめて長期的な制度であります。戦後のインフレーションを経験したわれわれ国民にとって、長い将来に受け取る年金額に一抹の不安を持たざるを得ないのであります。国民の保険料提出の意欲こそ、この制度を成り立たせる重要なかぎとなるものであります。

す。政府は、果して、生活水準や貨幣価値の変動に対してどのような対策を考え、国民に安心を与えようとしておられるのか、明快な御答をお願ひいたしたいのであります。

質問の第五点は、積立金の管理、運用の面についてであります。先ほども述べましたように、国民年金制度は、長期間保険料を納めさせた後給付を行いますので、当分の間は、おおむね積み立てられる一方であります。政府案による本制度では、毎年五百億円ずつ積み立てられ、積立金が最高に達するときは、その額が三兆円に及ぶと聞いておりますが、その管理、運用をどのようにされる考えであるか。国民年金制による積立金は、被保険者の福祉をはかるために積極的に運用するべき性格のもので考えられるのであります。

これが大部分普通の財政投融資に回されたのでは、果して、国民、特に地方農山村に居住する者が納得するかどうか疑問であります。国民年金の積立金は、すべからず一部は大蔵省の資金運用部に預託し、その多くは自主的にこれが運用をはかり、有利なる運用、あるいは被保険者の福祉、一般地方民の福祉に資するような方途をとるべきであると考えますが、この点につき、大蔵大臣及び厚生大臣の所信を伺いたないのであります。

第六点は、国民年金制度と現行の公的年金制度との通算調整の問題であります。政府案によりますと、現行公的年金制度の適用者は国民年金制度の適用より除外してあります。また、現行の公的年金制度の相互の間にも通算の制度をほとんど欠いております。従つて、このままの姿で年金制度を実施して参りますと、農業に従事していた者が会社や銀行に勤め、また、役所に勤めていたものが銀行、会社や、あるいは農業、あるいは中小企業に入った場合、それぞれの年金制度に定めてある最低の保険料納付期間を満たさない場合には、どの年金ももらえなくなるといふ結果が起つて参ります。これを解決するには、どうしても国民年金制度を含めた公的年金制度の間に通算処置を講ずる必要があるわけでございますが、この重大な問題を、政府は、いつまでに、また、いかなる方法により解決するつもりであるか、特に総理大臣の御見解をお聞かせ願ひたいのであります。

第七点は、昭和三十四年度から実際に支給が開始されます援護年金についてであります。今回の政府案を見ますと、われわれが当初考へていたより支給の制限がきびしくなつております。それがために、政府案の国民年金は救済的な色彩が強いのだと申されております。もとより、援護年金は無拠出であり、すべてが国民の血税によつてまかなわれるものでありますから、すでに恩給とか年金を受けている人々を適用除外することは一応当然とも考えられ、また、ある程度所得のある人々にも遠慮願ふことはもつともなことと考えられるのであります。政府案はきびしきに過ぎるようにも考えられま

すので、今後この制限を緩和していく考えはないか、政府の見解をお答え願ひたいのであります。

最後に、本制度と国家財政との関係をお尋ねいたします。国民年金制度は、一たび発足すると、将来中途でこれをやめることができなくなり、また、膨大な国庫負担を伴う制度でありますから、その出発に当つてはきわめて慎重を期し、むしろ、内輪目に打ち出していくべきであるというのが、内外を通ずる定説であります。政府案はこの考え方に基き立案されていると認められますが、平年度、拠出、無拠出を合せて五百数十億円に達する国庫負担が予定せられております。なお、今後国民からの要望にこたえて、本制度に対する改善は必至であり、それに伴つて政府負担の増大は当然考へておかねばならぬところであります。このように、本制度は国家財政に大いなる重圧を加えることとなるのであります。これに対して、いかに対処する考えであるか。また、これが財源を得るために特別の税を起すべしとの意見もあるものであります。あわせて、総理大臣及び大蔵大臣の御見解を承わりたいと思ひます。

なお、終りに、社会党提案の国民年金関係法案につき一言いたしますが、社会党案は、はなはだずさんな、わが国の現状に照らし実現性のきわめて乏しい案でありますことは、世論のひとしく指摘しておるところであります。

(拍手) 私といたしましては、これに対して何ら質問やあるいは意見の開陳の必要を認めません。かかる案の提案によつて社会党がみずから政権担当の能力と意欲を欠く政党であることを天下に暴露されたことは、同党のため次第でございます。(拍手)

これをもって私の質問を終ります。(拍手)

(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇〕
○国務大臣(岸信介) 各種の点について詳細な御質問がございましたが、これらはそれぞれ担当の国務大臣からお答えすることにいたします。

一点、私が特に指定されて、現在ある公的年金制度の間における調整ということができるか、これによるいろいろな不都合が生ずるじゃないかという問題であります。この点は、御指摘のように、これが調整をすることは必要であると思ひます。法文にもそのことを認めて、調整についての根拠を示しておりますが、私どもは、拠出制度を実施いたしますまでにこの調整を実現したい、こう思つております。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇〕
○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

まず、経済の変動あるいはインフレーションということを考えたとき、あるいはまた、生活が非常に向上して所得がふえたというような場合に、こういう長期にわたる年金というものにどう影響を持つかという点のお尋ねであつたと思います。御承知のように、政府としては、経済の健全な成長を意図いたしておりますが、同時に、絶えず通貨価値の安定ということに力を注いで参つておるのでございます。この種の問題は、年金制の実施に当りまして最も留意いたさなければならぬ点でございますので、通貨価値の安定に重点を置き、経済の健全な成長を期していく、そうして、同時に、調整の面におきましては、法案で第四条を設けて、その調整をもちかゝることになつておるわけでございます。

次に、積立金の運用についてのお尋ねであつたと思いますが、この種の積立金は長期にわたりますので、金額もまたことに多額に上るのであります。また、制度を有効にし、加入者の真の理解を得、協力を得ますためには、この積立金の運用に当りまして、安全であること、また有利であること、同時にまた、これが偏袒的な方向において使われなければならないことは、申すまでもない点だと思つております。財政投融資の資金として運用されると申しますが、財政投融資の資金は、申すまでもなく、わが国経済を健全に発達させるために使われるものでございまして、ひとり大企業のみはその資金が運用されるものでないことは、御承知の通りであると思ひます。中小企業なり農山村等の融資にも、あるいは住宅等、国民生活の福祉等にもこの金が使われ、当然還元方法をも考へて運用されねばならぬことも、御理解をいたしたいと思つております。

最後に、また、この年金が非常に多額に上るので、国家財政に対してどう影響があるか、多大の悪影響をもたらすようなことはないであらうかという御懸念であつたかと思ひますが、もちろん、長期にわたる年金制度を創設する際におきましては、この期間にわたる国家財政に対する負担といふもの、これは十分考へていかなければならないことは、御指摘の通りでございます。今回の実施に当りまして、われわれは、まず三十四年度の実施に当つて、無拠出年金、援護年金を四カ月分予算の上に計上して、さらに来年度においてこれを平年度化していく、その次に拠出制の国庫金の積み立てを実施していく、こういうふうに、負担を順次財政収支とも見合せて計画を立てておりますのも、国に対する負担との調和をはかる考へで、この種の考へ

方をいたしておるのでございます。もちろん、長い期間にわたります、あるいは三十年後、五十年後等におけるこの積立金の運用等は、先ほど申しましたような考へ方で運用して参りますので、これが同時に、わが国の経済の非常に遠い将来のことになりますと、今日からわが国経済の発展の姿などはなかなか想像もつかないところでございしますから、長期にわたるこの財政計画ということをお話しするわけには参らないと思ひますが、開設の当初において、年度を分けての実施をいたしておりますことは、ただいま申すように、財政に対する重圧をできるだけ避けるという考へ方にはかならないのであります。さらにまた、このために特別な税を考へてはおりないかというお尋ねでございますが、ただいまのところ、さような税を考へてはおりません。(拍手)

〔國務大臣坂田道太君登壇〕
○國務大臣(坂田道太君) お答えいたします。

最初は、制度の基本的な立て方についてのお尋ねでございます。本制度におきまして拠出制を基本といたしましては、まず第一に、みずから掛金を払い、その掛金に応じて年金を受けるといふ仕組みをとることによりまして、老齢のうちに予測できる事態に對しては、すべての人が、若いうちから、みずからの力でできるだけの備え

をするという原則を堅持して参りたいと考へたからでございます。年金制度におきまして、このような建前をとりますことは、制度が将来にわたります健全な発展を遂げて参りますための不可欠の前提と考へられるのであります。さらに、わが国のように老齢人口の急激に増加して参ります国におきましては、無拠出制を基本とした場合、将来における国の財政負担が膨大になり、それだけ将来の国民に對しまして過度の負担を負わせる結果となるのであります。これを避けますためにも、拠出制を基本とした積立方式をとり、積立金及びこれから生ずる利子収入を有力な財源として給付費をまかなつていく仕組みが必要となるのでございします。

拠出制を建前といたしました場合と、無拠出制を建前といたしました場合と、将来国庫負担がどのような数字を示すかというお尋ねでございますが、すなわち、政府案の場合におきましては、昭和三十六年度には約四百三十億圓、昭和四十年には四百六十億圓、昭和五十年には五百二十億圓となり、自後、遞減する見込みでございます。これに對しまして、無拠出制を建前にいたしますと、昭和四十年におきまして四百五十億圓、昭和五十年には八百二十億圓、昭和六十年には千二百六十億圓、昭和七十年には二千億圓、昭和八十年には三千五百億圓、

昭和九十年には、実に五千億圓をこえる国庫負担が必要になるのでございまして、これを見ましても、無拠出制を建前としてわが国の国民年金制度を組み立てますことはきわめて困難であることが御理解いただけるものと思つた次第でございます。

それから、保険料及び保険期間についてのお尋ねでございますが、六十才から月三千五百圓の支給を確実にいたしますためには、保険料額を百圓、百五十圓といたしまして、これを四十年間納めていただきますことが、保険数理計算上どうしても必要であるからでございます。この額を国民が負担できるかどうかということにつきましては、二、三の必要な調査を行ひまして、国民の負担能力につき究明いたしました結果、大部分がこの程度の拠出を行ふことができるという結論に到達いたしましたのであります。しかしながら、現金収入の乏しい農山村におきましては、確かにお尋ねのような問題もございしますので、この場合の保険料の徴収につきましては、できるだけ実情に即するような方法をとりたいと考えておる次第でございます。今後とも実態調査を行ふことによりまして十分研究を積みたいと考えておる次第であります。

次に、保険料拠出期間が社会保障制度審議会の答申に比べて長過ぎるのことでございしますが、一般に二十才か

ら五十九才までの年令の間にある者であるならば、この程度の保険料を拠出することができると考えられるのでございます。すなわち、二十才に達しますれば、学生等を除きましては、何らかの所得活動に入りますことが通例でございます。また、六十才になります者は、被用者保険の場合と異なりまして、所得を得ている場合がむしろ通例であると考えられるからでございます。イギリスの国民保険の例を引きますならば、この制度におきましては、実に十六才から六十五才まで五十年間におきましては、保険料の拠出が義務づけられておるのでございまして、これを見ましても、拠出期間が必ずしも長期に過ぎるということはいえないのではないかと考えるのでございます。

また、老齢年金の必要拠出期間が社会保険制度審議会の答申と比べて長過ぎるとの御意見がございしますが、およそ、老齢年金を支給いたしますための拠出期間を五年間というような短かい期間とすることは考えられないのでございします。本法案におきましては、原則として二十五年以上の拠出を必要としておりませんが、先ほど申し上げました保険料負担能力の乏しい方々につきましては、十年間だけ拠出を行いまするならば老齢年金を受けることができることになったのでございします。

次に、基準年金額を月三千五百円といたしましたのは、この額は、現在の生活水準を基準にしたものでございまして、将来生活水準の向上等がございすれば、当然これに応じて引き上げられていくことになるのであります。この点につきましては、本法案の第四条において明記いたしてございします。被保険者が不安なく保険料を納めることができるよう考慮しておるのでございします。

それから、四十年間における払込保険料の総額と支給されるべき年金額との比較であります。被保険者は四十年間に六万三千円の保険料を払い込むことになりまして、これを複利計算いたしますと、六十五才のときには約二十五万円となります。これに對しまして、六十五才から月三千五百円の支給をして参ります。これは、六十五才のときに約三十六万円が用意されておらなければならぬわけでございます。それから、その差額だけが国庫の負担になりまして、支給される側からいたしますれば、それだけ有利になるということになるわけでございます。

それから、保険料の徴収についての御尋ねでございしました。これは、御承知の通り、徴収方法をスタンプリング方式としたのでございしますが、被保険者の側から見ますと最も簡便であり、徴収の経費は比較的少く済むという利便があるからであります。この方式をとることによりまして、国民の自主的な納入を促進いたしまして、制度の健全な発展に資することができると考え

たからでございます。しかしながら、この方式をとって参りますには、本制度の趣旨を国民の各位に十分周知徹底させることが必要でありまして、今後、特にこの点には注意を払いたいと考えておる次第でございします。また、十分に拠出能力がありながら故意に保険料を納めないという方々に對しては、これは、重点的に、国税滞納処分等の例によつて保険料の徴収を行うことができるようにいたしておりますが、また、反面におきまして、少額の滞納者の方々に對しましては、運用上、二年ごとに保険料債権の整理を行い得る特別の規定を設けた次第でございします。積立金の管理、運用につきましては、大蔵大臣からお話がございしましたし、通算調整については総理大臣からお話がありました。

最後に、援護年金の支給制限についてのお話で、これは救済的なものではないかという御尋ねだったと思ひますが、援護年金につきましては、拠出制年金のように、自分であらかじめ拠出をしていただいたものに支給するのでなく、すべて一般財源から支出するものでございします。すでに年金を受けておる者であるとか、一定程度以上の所得のある方など、比較的恵まれた状態にある方たちに對しまして支給制限を行いますことは、これまたやむを得ないことと考えるのでございします。

なお、本制度による支給制限がきびしいということもありますが、老齢援護年金について見ますと、所得があることによりまして支給を受けられなくなる人は、七十才以上の老人の中でも、すでに年金を受けております者を除きますと、わずかに二割足らずでございします。また、生活保護制度の適用者に対する援護年金の支給につきましては、現在のままでは、この年金がすべて収入認定の対象になります。従つて、何ら実質的な意義がなくなりますので、この点、不合理のないように、加算制度の措置を講じますことによりまして、被保護者にもこの援護年金が実質的にわたるようになしたいと所存でございします。(拍手)

○議長(加藤鐵五郎君) 滝井義高君。
○滝井義高君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました政府提案の国民年金法案に對し、岸総理以下閣僚諸君に對して質問をいたさんとするものでございします。
福祉国家の建設は、保守、革新を問はず、高く国民の前に掲げられた大理想でございます。私たちは、福祉国家の理想を達成するためには、経済の繁栄と社会保障の拡充強化をはからなければならぬことは、岸総理がたびたびこ

で言明をせられる通り、言うまでもないこととございします。
静かにわが国社会保障の現状を顧みてみますと、その一つの柱である医療保障の面におきましては、昨年十二月、新国民健康保険法が成立することによつて、九千万の国民が、三十五年末までに国民皆保険の恩恵を受ける姿ができました。また、他の一方の重要な柱である所得保障の制度については、現在雇用関係にある千九百四十八万人のうち千三百六十三万人の諸君が、厚生年金、共済組合、恩給等で、不完全ながら老後が保障せられております。これは、日本における全就労人口四千二百三十八万人の三割二分にしか当たらないのであります。

【議長退席、副議長着席】
言いかえますならば、わが国の働いておる人口百人のうち六十八人は、その老後、あるいは重大な疾患にかかった場合、あるいは一家の働き手が死亡したような場合には、その遺族、これらのものに対しては、何ら保障がせられていないという不安な情勢に置かれておるといふのが、現在の日本の姿でございします。

このようなかで、政権担当以来二カ年、金のかからない道徳教育や勤務評定等の文教政策、あるいは警察官の職務を拡大しようとし、警察官の職務を招来しようとする、あの警察官職務執行法の反動的な政策の提案に狂奔をしたその岸内閣が、今、長期安定政権の夢が消え、与党の一部からも見放さ

れ、国民の大部分からあいそをつかされた現段階において、本国会に国民年金法案を提出し、わが党提出の法案と対決して国民的討議を行うことが出来ることを、国民とともに喜びたいと思ひます。(拍手)これによつて、所得保障の制度は、全国的な規模に充足をするその糸口を見出すことができたのでございます。

この機会に、私は、日本の貧弱な社会保障にまつる根本的な二、三の重要な点について、岸総理の所見をまずお伺ひたいと思ひます。

そのまず第一は、日本の社会保障には体系がないといふことでございす。医療保障を見てみましても、病院、診療所の経営主体はばらばらでございす。しかも、その設立も無秩序、無計画に行われておることは、厚生大臣が身をもつて体験をしてゐる通りでございす。しかも、その制度は、国民健康保険あり、健康保険あり、日雇健康保険あり、共済組合ありと、実にばらばらでございす。さらに、それらの制度の中における診療報酬の支払いも、甲、乙二本というばらばら制度をとつておるのでございす。

一方、所得保障の面を見てみますと、既存の法的な被用者年金各法、すなわち、厚生年金や共済組合等、十種に及ぶものが相並立、対立をして、国民負担も、保険料率も、年金額もばら

ばらであります。そのばらばらな上に、今やここに国民年金制度が加えられたのでございす。

この日本の社会保障の姿は、まさに錯雑と混乱と騒ぎはげだらけの姿を呈し、そこに一貫した体系を見出すことができないといふのが、現在の日本の社会保障の姿でございす。(拍手)しかも、そこに一貫した体系がないばかりではございせん。その精神は一体いかなるものによつて運営をせられておるかと言ふと、愛情豊かな社会保障の精神が貫かれておらずして、冷酷無情なる保険主義によつて貫かれておるというのが、これが現在の日本の社会保障の姿なのであります。(拍手)一、岸総理は、この国民年金制度の発足に當つて、日本の社会保障に体系を与えただけの勇氣があるかどうかを、まず第一にお尋ねをいたします。

第二には、わが国社会保障には、長期経済計画に見合ひ、総合的な、長期的な社会保障計画が欠けておるといふことでございす。昨年発表された厚生白書は、社会保障の役割は経済政策を推進させる上に欠くことのできない重要な要素であるといつています。すなわち、経済政策を進めるためにも、社会保障自体を進めさせるためにも、社会保障の長期計画を樹立する必要がありますと思ひるのでございす。岸総理並びに経済のヴェテランといわれる世耕経済企画庁長官は、財政的な

数字の裏づけをもつて、長期経済五カ年計画に見合ひ社会保障の五カ年計画を、ここに国民の前に数字をもつて示していただくことを要望いたしておきます。

第三には、行政機構についてでございます。社会保障の行政機構は各省にまたがり、各省割拠の弊を露呈いたしております。このために、事務は複雑化し、組織の一元化が行われていません。従つて、そこには、むだな金がかかる。従つて、浪費が多いといふ姿でございす。この際、岸内閣総理大臣は、思い切つて、日本の各省にまたがって、これら各省割拠の弊をなして、おる社会保障関係の機構を一元化して、社会保障省を作る意欲があるかどうかを、お尋ねいたしたいのでございす。(拍手)

以上三点について、岸総理の明確な答弁を承りたいと存じます。日本の社会保障の幾多の欠陥を是正すること、国民年金制度が発足するに當つて当然行ななければならぬ前提条件でございす。岸総理の答弁は、それがなく、実にうまいといわれております。国民は、この岸総理の答弁を、ヤマブキの花だと言つておるのでございす。しかし、太田道灌の故知ではございせんが、みの一つだになきを悲しきと言われることのないよう、誠実なる答弁をもつて、この国民年金制度の発足に當つて、国民の前に明白にしていただ

きたいことを、私は特にお願ひいたしておきます。

次に、国民年金法案の具体的な内容についてであります。

第一点は、現在の各種年金制度との調整の問題についてであります。すでに野田さんもこれに触れました。岸総理は、三十六年までに、すなわち、現行の年金が行われる三十六年までに、これは明白にすると申しました。一体、そういうことでいいでしょうか。年金制度を知らない人には、それでございすがきくかもしれません。しかし、国民年金制度が発足したならば、その発足した翌日から、国民年金制度から公的年金制度に移る人があり、現在の公的年金制度から新しくできた国民年金制度に移る人があるのでございす。この通算の問題を解決せずして、どうして国民がこの年金制度についていくことが出来ますか。この際、もつと具体的に、この議場を通じて、政府は通算制をとるか、それとも二重加入制をとるか、どちらにしても、将来における年金制度の一元化されていく方向を国民の前に明白にしなければ国民はついていけない、この問題は解決をせられないのでございす。この際、あらためて、もう一回、明確なる政府の方針を、私は坂田厚生大臣並びに岸総理にお伺ひをいたしておきます。さらに第二点は、今回の拠出年金制度は完全積立方式をとつております。

底の浅い日本経済は、絶えず経済変動の波に洗われております。これをいかなる方法で乗り切つていくか。強制適用で二十五年ないし四十年の保険料を長い間支払い、それに見合う年金額が確実に保証されないとするならば、保険料の滞納は必至であります。国民生活水準の向上、並びに著しい経済変動の生じた場合には、一体、具体的にどのような方法で国民に保証をするのか。佐藤大蔵大臣の野田さんに対する答弁は、経済の変動による影響については、通貨価値の安定に重点を置くなるといふ、こういう抽象的な答弁では、われわれ国民は納得することができません。(拍手)少くとも、わが社会党の案におけるごとく、生計費その他諸事情の変化によつて年金額が一部以上増減をするような場合には、厚生大臣のもとにある国民年金審議会の意見を聞いて直ちにその手続をとるといふくらい案を、政権を担当してある政党が出すことができないといふのが、これが国民年金制度の実態であるのでございす。(拍手)さらに、重要な点は、この国民年金の積立金の問題でございす。積立金は、野田さんも指摘したように、一年五百億ずつ、最高時においては三兆ないし四兆円の金が積み立てられます。この問題については、今、大企業ばかりではなくして、国民の福祉その他にも金をつぎ込むとおっしゃいました。

当然そうであらうと思います。しかし、問題は、新しくできる国民年金だけにあるのではありません。現在の厚生年金において、すでに現在二千七百十八億円の積立金がございます。さらに、失業保険においても、三十四年度末には六百億をこえる積立金ができるのでございます。厚生年金は、そのピーク時には二兆億に上るのでございます。そうしますと、労働者の積立金、新しくできる国民年金の積立金を総合するとき、そこにできるところの積立金の総額は、六兆をはるかにこえるという莫大な金になります。一体、政府は、このような莫大な金を、いかに総合的に日本の産業の発展と民生安定のために運営をしていくのか。この際、もっと具体的に、運用の方針を私は明らかにしてもらなければならぬと思うのでございます。今までのような大資本奉仕の資金運用部を通じての運用の仕方では私たちは納得することができませんことをつけ加えておきます。大蔵大臣の明白な御答弁をお願いいたします。

さらに、政府の出しておる国民年金制度は、その年金額があまりに低いというところでございます。一体、これで年金と言ふことができるでしょうか。老後を保障するといふ援護年金も、日本の平均寿命は、男女を通じて六十五才です。それを、七十才からわずかに千円を支給します、こういっておりま

す。そればかりではございません。拠出年金も、六十五才になって、二十五年ないし四十年の掛金をして、そして年額が二万四千円から四万二千円、月額にして二千元から三千五百円。自民党の皆さん、政権を担当せられておる岸総理大臣、東京都における成年男子の生活保護における基準額は、一俵幾らとあなたは考えになっておられますか。三千五百円です。人事院の給与勧告における十八才の標準生計費は七千五百六十円になっております。老後を保障する年金が生活保護の三千五百円にまで達しないというこの姿が、政権を担当しておる現実の政党の打ち出す政策と言えましようか。

(拍手)断じて言えないのでございませう。一体、岸総理、このような政府案の老後保障の、人間無視の思想を憤るのは私だけでしょうか。全国九千万の国民は、この年金を憤って、第二の生活保護と言っておるではありませんか。政府みずからも、立案をした人々は、きわめて謙虚に、これに援護年金とつけておるではありませんか。私をして言わしめるならば、今回政府が出したこの援護年金は、どんなわ式の、羊頭狗肉の政策であり、近く目前に迫った参議院選挙、地方選挙に対する選挙年金であると言っても過言ではないのでございます。(拍手)

さらに、老齢援護年金の支給条件でございます。野田さんも正直に申しました。選挙のときには、われわれは無拠出年金をやるのだといって、かねを鳴らして回った議員が、この中にも、相当与党の皆さんの中にはおらずでございませう。ところが、今度の法案の建前を見て下さい。決して無拠出が原則になつてはおりません。老齢年金の支給条件は、保険料の拠出期間あるい

き上げましようという言明ができるかどうか、お尋ねをいたしたのでございます。さらに、障害援護年金については、外科的疾患を中心にして、きわめて重症の一般障害のみについて障害年金が与えられることになっております。一体、政府は、われわれが、臨時恩給等調査会を通じて、外科的な疾患ばかりではだめだ、恩給の問題においては内科的な疾患も考えてやるべきだという強い主張をして、これを取り入れました。しかるに、今回の障害援護年金においては、依然として、政府は、外科的な疾患を中心とし、内臓疾患、精神障害、あるいは、あの業病といわれるハンセン氏病、いわゆるレブラ、こういうものに対する思いやりが、一片のかけらとしても出ていないということ

を、ここに私は指摘したいのでございませう。これらに対する厚生大臣の所見を承りたいと思うのでございませう。第六点は、今回の拠出年金制度は、二十才から三十四才までは月に百円、三十五才から五十九才までは月に百五十円出すことになっております。一体、このような保険料がとれるかどうかという問題でございます。坂田厚生大臣の答弁は、きわめて抽象的でございます。御存じのように、すでに昨年末をもって、皆保険は大きく前進しようといはしております。現在、三十

四年度においても、一世帯当りの国民健康保険の保険料は三千六百九十円と相なっております。この国民健康保険においてさえも、その金額において一割、世帯において二割は脱落をしておるといふ、この現実を見落してはなりません。三十四年度において、三千六百九十円は、ウナギ登りに、今や医療内容の向上によって上りつづつあります。その場合に、今回さらに百円ないし百五十円の月額の保険料、年間にして千二百円ないし千八百円がその三千六百円の上に加わるといふことです。皆保険政策と国民年金制度とは、並行して今や進もうといはしております。貧しい日本の中小企業や農民が、果して、これをたえて、順当な保険料の納入が行われるかどうかという問題でございませう。

具体的にお聞きをいたします。一体、政府は、この国民年金に加入する対象人口を何人と見ておるか。そして、その対象人口の中の何割が順当に保険料の支出可能な数と見ておるか。この際、この議場を通じて明白にしたいだきたいと思ひます。日本においては、現在二百四十六万世帯、千一百十三万人という、ボーダー・ライン層、低所得階層があることは、厚生白書が昨年天下に明示したところでございます。今や、日本におけるこれらの低所得階層は、太平洋における日本海溝の、あの海の水と同じように沈着を

し、固定化の傾向をたどつておること
は、厚生大臣もよく知つておると思
います。もし、こういう状態で進むなら
ば、拠出年金の保険料の徴収というも
のは、きわめて低所得階層だけを限
つてみても、困難な状態が出てくると思
います。その場合、保険料を十年以上
納めていなければ老後保障のためのこ
の国民年金額はもたないといふこと
は、今坂田厚生大臣がここに言明をし
た通りでございます。そうすると、経
済の浅い、そして浮き沈みの激しい日
本において、果して、低所得階層の
諸君がこの国民年金制度の恩恵を受け
得るといふ確信が厚生大臣におありか
どうか、明白にしていただきたいと思
うのでございます。

さらに、第七点の、国民年金と、い
わゆる生活保護の関係は、さいぜん答
弁があつたから抜かします。

第八点の、年金の財政問題に關して
でございます。この問題については、
特に岸總理と佐藤大蔵大臣の見解をお
尋ねいたしておきたいと存じます。

三十六年におきましては、すでに、恩
給、特に軍人恩給はピークに達しま
す。三十六年においては、軍人恩給は
千三百億に達するのでございます。先
般、予算委員会において、岸總理大臣
は、私の質問に対して、国民年金制度
の発足に當つては、日本の恩給制度、
特に軍人恩給と国民年金の調整は責
任を持つてやると言明をせられたので

あります。岸總理の答弁が、真に一国
の總理としての答弁であり、国民に信
頼される答弁であるとするならば、こ
の機会に、恩給制度と国民年金制度と
の調整をいかにするかを国民の前に明
らかにしていただきたいと存じます。

さらに、佐藤大蔵大臣にお尋ねをい
たします。御存じのように、昭和三十
六年には日本の皆保険政策が完了をい
たします。皆保険のために政府の負担
をしなければならぬ額は、すでにわ
れわれの社会労働委員会を通じて大蔵
当局が言明をしたごとく、約四百億円の
国庫支出が必要でございます。さら
に、三十六年には、今申しましたごと
く、恩給、特に軍人恩給がピークに達
し、軍人恩給だけで千三百億に達しま
す。さらに、本国民年金が、三十六年
四月から拠出制が開始せられます。し
かりとするならば、その財政負担は、
四百億ないし四百五十億、少く見積つ
ても、このくらいになるのでございま
す。これら三つのものの総計だけでも
すでに二千五百五十億、二千億をこえる
金が必要でございます。皆さん、昭
和三十四年度予算書をひもといて見て
下さい。三十四年度における、恩給も
加えた広義の社会保障費は、二千七百
億円でございまして、過去の日本の社会
保障の歴史を見てみても、一カ年間に予
算の増額した額は、最高が百億程度で
ございました。今回、昭和三十四年度に
おいては、国民年金に百十億の予算を

組んだために、画期的な二百億の増加
になったのでございます。しかるに、
昭和三十六年の広義の社会保障費の総
額を見ますと、どんなに少く見
積つても三千五百億かかるのでござい
ます。昭和三十四年度に比較して七百
億ないし八百億の歳出増、国庫負担増
となることは、火を見るより明らかで
す。佐藤大蔵大臣、一カ年間に四百億
だけ社会保障費を、三十五年、三十六
年と増加するだけの腹がまをこの際
持つておるかどうかを、私は明らかに
しておいていただきたいと思うのでご
ざいます。

なぜ私がこういう質問をあえてここ
に申すかといふと、前厚生大臣橋本龍
伍氏が、先般、東北の旅行先で、防衛
費を削つても国民年金制度を実施す
る必要があるという談話を発表いたし
ました。歸るとともに、前防衛庁長官
左藤氏からかみつかれたことは、すで
に新聞が報じておる通りでございます
す。現在の日本においては、減税が国
民年金が議題となつておりますが、
やがて、三十六年以降における日本の
財政においては、減税が国民年金か
ではなくして、バスターが大幅に大きく
日本の政治をゆさぶる問題となること
は、火を見るより明らかであると申さ
なければなりません。(拍手)

さて、今や、国民生活は大きな断層
を作つて、窮乏化しつつあります。厚
生白書は、低所得階層の増大傾向を、

国民生活の前途に立ちふさがる、黒々
とした鉄の壁だと称しております。こ
の鉄の壁を打ち破る計画と熱情を持た
ねばならぬと思つてございまして。わ
れわれがこの熱情を持たなければ、断
じてこの年金は実施することができま
せん。佐藤大蔵大臣は、これらの財政
状態を勘案し、真に三十六年度から拠
出制の年金制度を漸進的な形において
推進する意思があるかどうかを私はお
尋ねいたします。

最後に、簡単に、年金の事務機構につ
いて特別にお尋ねをいたしておきます。
今回、年金の事務機構は、厚生省の年
金局、都道府県の年金課、そして社会
保険出張所、さらに市町村と、こうい
う工合になつております。しかも、別
にその年金の支払い事務は郵便局が行
うことになつておるのでございする
が、予算額を見てみると、末端の市町
村においては、現在三千九百四程度の
市町村があります。一億五千五百万
円の予算です。一市町村当り五百万
円の状態です。自治庁長官は、一体、
このような貧弱な財政で、責任を持つ
て年金の事務を遂行ができるか、保険
料の徴収が可能かどうか、この機会
に、自治庁当局の立場として明白にし
ておいていただきたいと存じます。

さらに、郵政大臣についてござい
ます。郵政大臣は御存じの通り、現
在、郵便局は一万五千九百二十三局あ
ります。この郵便局に与えられる金は

七千五百万円でございます。一郵便局
当り五千円を割るといふ状態です。こ
れで、政府支払い事務が、あの多忙な郵
政事務の間で順当に遂行できるかどう
か、この機会に明白にしておいてい
きたいと存じます。

これをもつて私の政府提案の国民年
金制度に対する質問を終わりたいと存じ
ます。岸内閣は、社会保障の体系化
と、事務の簡素化と、そして、経費の
むだを省いて、国民的な福祉のための
年金制度を遂行するために一切の情熱
をささげることをお願いいたして、私
の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

○國務大臣(岸信介君) 答へをいた
します。

滝井君の御指摘されるように、社会
保障制度、特に国民年金の制度を実施
するに當つては、非常な熱意を持つ
て、あらゆる困難を克服していかなけ
ればならぬというお考えにつきまして
は、私も全然同感でありまして、す
でに、この点に關しましては、先ほど
衆議院説明申し上げておりますように、
わが国経済上の実情と、将来の経済の
発展というものとを総合的にらみ合
せて、この実施に當つておるの
であります。しかし、お尋ねになり
ました第一点である、社会保障制度に
ついての一貫した体系がないじやない
か。なるほど、医療保障につきまして
も、いろいろな健康保障の制度がござ

います。共済組合等の制度もありま
す。確かに、その点においては、給付
内容もいろいろ違っております。ま
た、所得保障につきましても、従来か
らいろいろな年金がありまして、その
間において十分統一した形ができてお
るとは言いがたいと思ひます。私ども
は、言うまでもなく、この社会保障制
度の二大柱としては、医療保障と所得
保障の問題、国民皆保険の問題と国民
年金の問題を中心いたしました。社会
保障制度を完備することが、近代国
家の目ざすべき目標である、こう考え
て、今回国民年金の制度を発足しよう
とするわけでありま。ただ、こうい
うふうな各種の制度は、御承知の通
り、それぞれ過去の沿革もありま
すし、いろいろな事情もございまして、
今一時にこれを一本化するというよう
なことが困難であり、ほとんど不可能
に近い困難であるということも、御承
知の通りだと思ひます。この状況につ
きましては、先ほど申し上げましたよ
うに、十分検討をして、そして、いよ
いよ拠出制の国民年金の制度が発足す
るときまでには、いろいろな点を検討
してこれに対する調整を考へて参りた
い、かように思っております。

また、行政機構がばらばらであるとい
うことも、制度そのものが、今申し
ましたような沿革上の理由からいろい
ろ分れていることは、御指摘の通りで
あります。これをできるだけ一元化し
ていくということは望ましいことであ
ります。

社会保障省をこの際作る意思がある
かということですが、政府とし
ては、行政機構の問題につきまして
は、この問題も重要な一課題として、
行政制度全体の問題として十分に検討
いたしたいと思ひます。今日直ちに社
会保障省を作るということを明言する
わけにはまだ参りません。

各種の年金や恩給とこの国民年金と
の関係につきましては、十分検討をい
たしまして、その調整について、先ほ
ど申しましたような心組みで進んで参
りたい、かように考へております。
(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇〕
○国務大臣(佐藤榮作君) 三十六年度
には、恩給や国民皆保険の実施のため
に、財政的には負担が増すことは、御
指摘の通りでございます。しかし、国
民年金制度を実施するということは政
府の重要な施策でありますので、これ
らの事情を十分検討の上、今回、国民
年金の実施、これを取り上げて、先ほど
説明いたしましたように、三十四年度
におきましては、まず援護年金から始
め、三十五年度はこれを平年度化して
いき、そして三十六年度におきまして
は拠出制を実施する、こういふよう
に、順序を追って、財政負担の増加、
これに対処して参る考へてございま
す。この機会に、申すまでもないこと

でございしますが、政府におきまして
は、公約いたしました重要施策につい
ては、あらゆる困難を克服して必ず国民
の期待に沿うようにこれが実現を期し
ておるのでございします。この意味にお
きまして、いろいろな負担がふえるから
できにくいんじゃないかというふうな
御懸念でございしましたが、幸いにし
て、私どもは、これを必ず実現し得る
信念を持つておるような次第でござい
ます。

次に、国民年金の積立金の運用の問
題でございしますが、この積立金は、な
るほど、昭和五十年になれば九千億に
なるという、まことに膨大な金になる
のでございします。しかし、非常に多
くなりました。たとえば三兆六千億円に
なつた、こういふときの状態で、この
運用をいかに考へるか御指摘になつ
たと思ひますが、かような膨大な金額
になるにいたしまして、年々増額い
たして参るのでございします。従いま
して、財政投融資の面から考へまして
も、年々その蓄積がふえていく、一
方、それに伴つてわが国経済も発展し
て参るのでございまして、こういふ意
味から考へますれば、金額の非常に多
い今後五十年先などをいろいろとやか
く想像いたしますことは、わが国の経
済の発展の状況から見ましても、非常
に夢のようなお話のように実は考へる
のであります。私どもは、この御指摘
は、どこまでも年々蓄積されていく、

その年々の積立金の運用に当つて、先
ほど申しますように、安全にして有利
で、しかも、福祉的な効果を上げるよ
うな方向にこれを使つていく、この
ことを特に配意して参るつもりでござ
います。

以上、簡単でございしますが、お答え
申し上げます。
〔国務大臣世耕弘一君登壇〕
○国務大臣(世耕弘一君) お答えいた
します。

数字の点で御了解を願つておきたいと
思ふのであります。

次に、年次計画の問題について、い
ずれ次の年度において、この策定した
目標を明確にして御発表いたしたいと
思つて、目下検討いたしておることを、
御了承願ひたいと思ひます。

なお、日本国民生活の現状から見ま
して、老齢の人たちのことや、母性並
びに児童、また、戦後の家族制度の変
革等の関係から、扶養関係あるいは老
人、身体障害者、病人等の社会保障、
生活保障など、国家社会において、こ
の施策が重大な施策であるということ
は、論を待たないことであります。特
に貧富の格差につきましては、極力善
政を行なつてこれが是正、充実はな
かつて国民生活を確保せなくちゃなら
ぬということば、言うまでもないこと
であります。この問題を解決するため
政府は全力をあげておるということば
御了承いたいただきたいのであります。
ただ、この際、この大きな仕事、長期
的に経済確立をするには、どうして
も深い国民の理解と協力が必要だとい
うことは言うまでもないのでありま
す。

最後に私が一言申し上げたいこと
は、先ほど社会党の国民年金法案に關
する八木さんの御説明の中に、経済の
長期見通しについての御発言があつた
ように記憶いたします。その日本の経
済の見通しについてのパーセンテージ

でございしますが、政府におきまして
は、公約いたしました重要施策につい
ては、あらゆる困難を克服して必ず国民
の期待に沿うようにこれが実現を期し
ておるのでございします。この意味にお
きまして、いろいろな負担がふえるから
できにくいんじゃないかというふうな
御懸念でございしましたが、幸いにし
て、私どもは、これを必ず実現し得る
信念を持つておるような次第でござい
ます。

次に、国民年金の積立金の運用の問
題でございしますが、この積立金は、な
るほど、昭和五十年になれば九千億に
なるという、まことに膨大な金になる
のでございします。しかし、非常に多
くなりました。たとえば三兆六千億円に
なつた、こういふときの状態で、この
運用をいかに考へるか御指摘になつ
たと思ひますが、かような膨大な金額
になるにいたしまして、年々増額い
たして参るのでございします。従いま
して、財政投融資の面から考へまして
も、年々その蓄積がふえていく、一
方、それに伴つてわが国経済も発展し
て参るのでございまして、こういふ意
味から考へますれば、金額の非常に多
い今後五十年先などをいろいろとやか
く想像いたしますことは、わが国の経
済の発展の状況から見ましても、非常
に夢のようなお話のように実は考へる
のであります。私どもは、この御指摘
は、どこまでも年々蓄積されていく、

その年々の積立金の運用に当つて、先
ほど申しますように、安全にして有利
で、しかも、福祉的な効果を上げるよ
うな方向にこれを使つていく、この
ことを特に配意して参るつもりでござ
います。

以上、簡単でございしますが、お答え
申し上げます。
〔国務大臣世耕弘一君登壇〕
○国務大臣(世耕弘一君) お答えいた
します。

数字の点で御了解を願つておきたいと
思ふのであります。

を出されておりましたが、そのパーセントーと、われわれが長期的に見通しておきますパーセントーと、ほぼ一致するということをお願いすることのできるのではありません。かような関係から、現在経済的なあらゆる観点から見まして、年度の国民年金の法案は、妥当な経済の基礎のもとにおいて実施計画を立てておきたいことを御了承を願っておきたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣坂田道太君登壇〕

○国務大臣(坂田道太君) お答えいたします。

第一の問題は、通算調整についての御尋ねでございます。他の現行公的年金制度との通算調整はきわめて重大な問題であるが、政府は、いつまでに、いかなる方法によつてこの問題を解決するつもりか、先ほど総理大臣からお答えはいたしました。この法文にもそういうふうにするという事を明記をいたしておりますが、政府といたしまして、提出制の発足いたします昭和三十六年四月までは、これが具体的な方策を講じたいと考えておるわけでございます。しかしながら、御承知のように、この問題は非常に重要でございます。また、技術的に申し上げても、むずかしい問題をはらんでおりますので、やはり、社会保障制度審議会の答申をもとにいたしまして、いわゆるじゅうすなぎ年金にするか、あるいは二重加入にするか、あるいはそ

の他の方にするかをきめたいと考えておるような次第でございます。

それから第二は、国民年金の適用範囲の問題についてのお尋ねでございます。が、全国民を対象といたしまして年金制度を考えます場合、現行各種公的年金制度を全部御破算にいたしまして一本の基本的な制度を創設するという考え方も、これは当然あるものでございす。しかし、その行き方をとりますれば御趣旨のような結果になるのでございす。が、現行各種年金制度には、やはり、それぞれ独自の沿革や目的がございまして、簡単にこれを御破算にするという事はできないのでございまして、今直ちにこのような方法をとりますことには相当の困難が予想されるものであります。しかしながら、また、現行各種公的年金制度の適用を受けております人々や、すでにこれら制度によつて年金を受けておる人々は、一応国民年金制度で考えられておる以上の給付を保障されておるのでございまして、さしあたり、これらの人々を除外した制度を創設いたしましても、特に不合理ではないものと考えられまして、このように立て方をいたしたわけでございます。しかしながら、このままでは、現行各種公的年金制度との間の通算調整、さらに、現行各種公的年金制度の間の通算調整の問題が解決されないままでは、現在年金を受けておらない七十才以上の老人に對

は完全なものとはいえないと思ひますので、御趣旨の通り、われわれとしまして十分研究を積んで参りたいと考えておる次第でございます。

次は、援護年金についてのお尋ねでございます。千円ぐらゐで老後の保障が一体できるか、あるいは、生活保護でも、東京都の成年男子一人は三千五百十円であるというふうなお尋ねでございます。が、援護年金の月額は、千円をもつては老後の生活がそれだけではできないという事は、仰せの通りかと思ひます。しかしながら、この制度におきましては、あくまでも拠出制を基本として、援護年金はその経済的及び補完的なものとして認められたものでございす。また、援護年金は全額国庫負担であります。たに、国家財政の制約もあります。やうな次第でございます。しかしながら、たとひ月額千円ないし千五百円程度でございす。現在の老齢者や身体障害者や母子世帯の方々には十分喜ばれるものと思ひます。また、現金収入の少い農村におきましては、生活費の足しとしまして、かなりの意義を持つものと考えておるやうな次第でございます。(拍手)

それから、過般の総選挙においての公約の問題でございますが、これは、われわれといたしましては、現在年金を受けておらない七十才以上の老人に對し、月千円の年金を支給する、さらに身体障害者、母子世帯にも支給するという事を約束いたしましたわけでございます。まして、今度年金法をこのやうな形にしておきましたという事は、私どもが総選挙におきまして公約いたしましたことを、最も正しく実現に移していったものであると確信をいたしておる次第であります。

それから、母子年金の子の年齢について、十六才では低過ぎはしないか、被用者年金十八才、身体障害者は二十才であるから、もつと上げるべきであるという御趣旨でございます。母子年金と申しまして、拠出制年金の方は十八才となつておるのでございまして、無拠出制の母子援護年金の方のみ社会保障制度審議会の答申と同じ十六才、すなわち、義務教育終了程度の年齢といたしておるのでございす。これは、援護年金が経済的、補完的制度であること、さらに全額国庫負担であります。關係上、国家財政上やむを得ないものと考えてございす。

それから、障害年金の障害の範囲について、精神者あるいは内部疾患者、あるいはハンセン氏病の取扱ひについてはどうなるか、障害の範囲に加えるべきではないかというやうなお尋ねでございます。障害年金の障害の範囲は、内科的疾患に基くものを含めまして、外部障害に限られ、結核、精神障害など、内部障害をそのものは含まれないことにされております。これは、内部障害の場合におきましては、症状の固定するしないを問わず、その症状の重さの判定がなかなか実は大切なことでございす。ので、症状の固定を前提とした本制度におきましては、障害年金には性質上入れがたく、かたがた、病状がなおつたかどうか、固定したかどうかの認定がきわめて困難でございます。また、これを含めまして、その対象が相当膨大な数字になるのも予想されるわけでございます。もので、制度発足当初におきましては、これを見送ることといたしまして、国民皆保険が改正された後に取り上げることとしたのでございす。

それから、保険料の徴収について、国民皆保険が三十五年で完成をする、三十六年においては、いよいよ国民年金も拠出制度が始まる、であるから、徴収は、この場合だけに取上げていくと、百五十円であるけれども、国民皆保険の分を加えるならば、なかなか徴収は困難でありはしないか、この点は、私ももつともな点も十分あるかと思ひます。しかしながら、いろいろ研究をいたしました結果、この程度では何とか徴収が可能だというやうな結論に到達をいたしましたわけでございます。

最後に、拠出年金の加入人口について、人口見込みはどうかというやうなお尋ねでございます。拠出制年金の加入人口は、制度発足当初におきまし

昭和三十四年二月十三日 衆議院會議録第十四号

国民年金法案の趣旨説明に対する滝井義高君の質疑 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 捕獲審検所の検定の再審査に關する法律案

一九四

ては五十才から五十五才までの者の任意加入、五十五才以上の者は適用除外をされず関係上、強制適用者が約二千三百万人、任意適用者が、加入率を約三分の一と見まして約三百万人、計二千六百万人程度と見込んでおりますが、制度が恒常化したします昭和五十年ころには、人口の伸びもございまして、約四千三百万人程度となる見込みでございます。そのうち、保険料の徴収可能者は、手がたぐ七〇％程度に実は数字計算を行なったような次第でございまして、低所得者層につきましては、たとえば、普通ならば二十五年度でございするが、非常に苦しい方々に對しましては、最低限十年お払い込みをいただきますならば年金がもらえるということにいたしました、この点につきましても配慮をいたしておることを申し上げておきます。(拍手)

〔國務大臣青木正君登壇〕
○國務大臣(青木正君) 国民年金の実施に當つて、明年度一億五千五百万円の予算で市町村が果してやつていけるか、こつたり御質問と存じております。積算の根拠につきましては、一応国庫の場合と比較いたしました、大体その事務量が一二％程度と私も考えておるのであります。しかしながら、最初のことでもあり、また、安全率を考へなければならぬので、一二％の事務量、それに四倍の倍率をかけまして、そして一件五十円という額を算出

いたしたのであります。なお、しかし、私もこれで十分やつていけると考へておるのであります。御承知のように、本法第八十六条に、この事務費は必要額全額国が交付する、こつたり建前になつておりますので、私どもは、これでやつていけない場合は、当然国が交付する、かように考へておる次第であります。(拍手)

〔國務大臣寺尾豊君登壇〕
○國務大臣(寺尾豊君) お答えを申し上げます。御指摘のように、郵政省といたしましての国民年金の支払い事務は全国の郵便局で行うことになっております。受給者から国民年金手帳と受領証書を提出いたしましたして、それに対して給付金を支払う。そして、受領証書は、全国二十八カ所の貯金局を経由いたしまして、都道府県に送つて、都道府県では受給者原簿に記録をしよう、こつたりのでありますから、普通の年金、あるいは恩給とか遺族年金等と比較いたしましたして、郵政省といたしましては手数が相当軽減されます。また、この国民年金には、御承知のように、所得税等の公課もかけられておりませんし、一口の支払金額がすべて一律になつておる、金額もまた普通の恩給よりは少額であるというようなことから、当省といたしましての事務は、かなり簡素化される。加えて、三十四年度の支払いは一回きりになつてい

る。そういうような関係からいたしまして、七千五百万円の歳入にはなつておりますが、大体これでまかなえる、かように考へております。

○副議長(正木清君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○副議長(正木清君) 日程第一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。法務委員長小島徹三君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十四年二月二十六日
内閣総理大臣 岸 信介

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「四九二人」を「五一二人」に改める。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由
第一審における訴訟の適正迅速な処理を図るため、下級裁判所の裁判

官の員数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
〔小島徹三君登壇〕

○小島徹三君 ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の改正点は、最近における民事、刑事事件の増加、裁判官の不足等のため、地方裁判所においては、本来合議体で扱うのが適當と思われる複雑困難な事件が単独の裁判官で扱われているばかりでなく、訴訟が著しく遅延している実情でありますので、この際、第一審を充実強化して裁判の適正と迅速な処理をはかるため、さしあたり必要最小限度の範囲で判事補二十名を増員しようとするものであります。

本案は、一月二十六日当委員会に付託され、裁判官の欠員状況及びその補充、法曹一元化についての問題並びに書記官等の裁判所職員の増員等について熱心なる質疑がありました。その詳細は會議録に譲ることいたします。

かくて、二月五日質疑を終了し、討論なく、採決に付しましたところ、本案は全会一致をもって政府原案通り可決せられた次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(正木清君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

捕獲審検所の検定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、參議院送付)

○松澤雄藏君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、參議院送付、捕獲審検所の検定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(正木清君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

捕獲審検所の検定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長塚原俊郎君。

捕獲審検所の検定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十四年一月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律(昭和二十七年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「七年」を「八年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

捕獲審検所の検定の再審査に関する状況にかんがみ、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の存続期間を一年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院において可決した。

昭和三十四年二月六日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 加藤 五郎殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔塚原俊郎君登壇〕

○塚原俊郎君 たいだいま議題となりました捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。

現行法は、日本国が、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するために、旧捕獲審検所が検定した事件に対しまして連合国より要請がありました場合に、これを国際法に従って再審査することを目的とするものであります。

○松澤雄健君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用

○松澤雄健君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用

○松澤雄健君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用

○松澤雄健君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用

○松澤雄健君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用

○松澤雄健君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用

○松澤雄健君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用

○松澤雄健君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用

○松澤雄健君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用

かくて、討論を省略し、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(正木清君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出)

○松澤雄健君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、商工組合中央金庫法の

一部を改正する法律案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、

右両案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(正木清君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括

して議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員会理事中村幸八君。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十四年一月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「環境衛生同業組合及環境衛生同業組合連合会」を削る。

第六条ノ四の次に次の一条を加える。

第六条ノ五 商工組合中央金庫ノ資本金ヲ十二億円増加シ之ヲ千二百

万口二分チ一口ノ金額ヲ百円トス

第七条第一項第二号中「商工組合連合会、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を「又ハ商工組合連合会」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二ノ二 環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三十人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ

限以下同ジ)

第七条第二項中「二万口」を「五万口」に改める。

第八条ノ四の次に次の一条を加える。

第八条ノ五 政府ハ第六條ノ五ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為十二億

円ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

第十条の次に次の一条を加える。

第十条ノ二 商工組合中央金庫ハ所

属団体ノ持分ヲ取得シ又ハ買權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ

但シ商工組合中央金庫ノ權利ノ実行ニ当リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

商工組合中央金庫ガ出資者ノ持分ヲ取得シタルトキハ速ニ其ノ処分ヲ為スコトヲ要ス

第二十三條中「第四十八條、第四十八條ノ二」を「第四十八條ノ二」に改める。

第二十八條第一項第六号中「公共団体」を「第二十九條第一項第四号ノ短期貸付ヲ受ケタル法人、公共団体」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 所属団体若ハ其ノ構成員ノ為ニ有価証券(商工債券ヲ除ク)ノ保護預リ若ハ其ノ委託売買ヲ為シ又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ其ノ保護預リヲ為スコト

第二十八條第一項第八号中「所属団体」の下に「又ハ其ノ構成員」を加え、「出資払込金」を「出資若ハ株式

ノ払込金」に改め、同条に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ハ第一項第八号ノ業務ニ関シテハ商法第七十五條第二項第十号並ニ第七十八條及第八十九條(同法第二百八十八條ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)並ニ非訟事件手続法第八十七條第二項第十号及第八十九條第六号ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

第二十九條の次に次の一條を加える。

第二十九條ノ二 商工組合中央金庫ハ第二十八條第一項第一号乃至第四号ノ業務ニ係ル債權ヲ保全スル為必要ナル場合ニ於テハ当該債權ニ係ル債務者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヨリ預金ノ受入ヲ為スコトヲ得

商工組合中央金庫ハ商工債券ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テハ商工債券ノ応募者(応募セントスル者ヲ含ム)又ハ買入ラセントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコトヲ得

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第八條ノ五の改正規定の施行に伴い政府の出資すべき金額は、昭和三十四年度において出資するものとする。

理由

商工組合中央金庫法の施行後の経過にかんがみ、商工組合中央金庫に対する政府出資を増額するとともに、同金庫の業務の円滑化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十四年一月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「六十五億円」の下に「政府の産業投資特別会計からの出資金十億円」を加える。

第二十二條第二項中「附則第八條第二項」を「政府の産業投資特別会計からの出資金十億円並びに附則第八條第二項」に改める。

第二十三條の見出し中「処理」の下に「並びに国庫納付金」を加え、同条第一項中「これを」を「その利益の百分の五十に相当する額を」に改め、「資本金の減額がなされているとき

は、」の下に「その利益を」を加え、

「その残余の額を」を「その残余の百分の五十に相当する額」に改め、同条に次の三項を加える。

5 公庫は、毎事業年度の損益計算上の利益の額から第一項の規定により積立金として積み立てた額(同項ただし書の規定により資本金に組み入れたときは、その組み入れた額と積立金として積み立てた額との合計額)を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日まで

に国庫に納付しなければならぬ。

6 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

7 第一項の利益の計算の方法並びに第五項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその属する会計については、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 第四條第一項の改正に伴い政府の出資すべき金額は、昭和三十四年度において出資するものとする。

3 中小企業信用保険公庫の昭和三十四年三月三十一日に終る事業年度の利益及び損失の処理に関しては、なお従前の例による。

理由

中小企業信用保険公庫の信用保証協会に対する貸付事業の拡充を図るため、同公庫に対する政府出資を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔中村幸八君登壇〕

○中村幸八君 ただいま議題となりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案につきまして、結果の概要を御報告申し上げます。まず、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知の通り、商工組合中央金庫は、中小企業者の組合等の系統金融機関として、二十数年間にわたり中小企業振興のために重要な役割を果してきており、その貸付残高は、昨年末において約一千百億円に上っているものであります。しかるに、最近の中小企業金融の情勢からいまして、この商工組合中央金庫は、いよいよその機能の強化拡充が要請されておりますので、この際、懸案の金利引き下げを実現し、あわせて業務の円滑化をはかるため、本改正案が提出されたのであります。本案の内容を御説明いたしますと、第一に、商工組合中央金庫に対する政

府出資は、現在約二十六億円でありましたが、昭和三十四年度においてさらに十二億円を出資することとし、この出資によりまして、現在の割高な金利が平均二分五厘程度引き下げられる見込みであるのであります。第二は、預金の受け入れ先その他を追加することとした点であります。

次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業信用保険公庫は、中小企業信用補充制度の中核機関として、昨年七月、約百一十一億五千万円の資本金をもって発足したものであります。中小企業信用保険法による保険業務と信用保証協会に対する貸付業務とを行なっております。このうち、貸付業務につきましては、公庫は、その基金のうち三十億円をこれに充当しておりますが、最近の中小企業の資金需要及びこれに伴う保証需要は大幅な増加の傾向にありまして、信用保証協会の保証原資を一そう増強することが必要となつて参りましたので、昭和三十四年度に、産業投資特別会計よりさらに十億円を公庫に出資しようとするのが本改正案の趣旨であります。

右附案は、去る一月二十六日に当委員会に付託され、二月三日に政府委員より提案理由の説明を聴取し、二月十日より両案を一折議題として質疑に入つたのであります。本日質疑が終

いたしましたので、引き続き採決を行いましたところ、両案とも全会一致をもってこれを可決すべきものと決した次第であります。

審査の詳細につきましては会議録を御参照願うこととし、簡単な右、御報告申し上げる次第であります。(拍手)

○副議長(正木清君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○松澤雄蔵君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(正木清君) 松澤君の動議に

御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長白井君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十四年一月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「熊本大学」を「熊本大学」に改める。

第三条の三第二項の表中

電気通信大学短期大学部	東京都	電気通信大学
新潟大学商業短期大学部	新潟県	新潟大学
富山大学経営短期大学部	富山県	富山大学
岐阜大学工業短期大学部	岐阜県	岐阜大学

に改める。

第八条の見出しを「(名称及び位置)」に改め、同条中「名称、位置及びその国立高等学校に包括される学校」を「名称及び位置」に改め、同条の表、中学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立高等学校に包括されるものの欄を削る。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由

昭和三十四年度における国立大学の大学院及び国立短期大学の施設等について規定する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔白井君一君登壇〕

○白井君 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案の要点と、文教委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、本案の内容について簡単に申し上げますと、第一点は、鹿児島大学に医学に関する大学院を設置しようとしております。第二点は、新潟大学、富山大学及び岐阜大学に、それぞれ新潟大学商業短期大学部、富山大学経営短期大学部及び岐阜大学工業短期大学部を新たに設置しようとしております。そのほか、国立商船高等学校に包

括されて、経過的に存続していた旧制の商船学校を廃止しようとするものであります。これらの諸点は本年四月一日より施行することになっております。以上が本案の概要であります。

さて、本案は、去る一月二十六日当委員会に付託され、一月三十日政府より提案理由の説明を聴取し、二月十三日、委員と文部大臣並びに政府委員との間に熱心な質疑応答がなされましたが、その詳細は会議録に譲りたいと思

います。かくして、同日討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(正木清君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(正木清君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時十三分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
法務大臣 愛知 揆一君
大蔵大臣 佐藤 榮作君

文部大臣 橋本 龍伍君
厚生大臣 坂田 道太君
通商産業大臣 高橋達之助君
運輸大臣 永野 護君
郵政大臣 寺尾 豊君
国務大臣 青木 正君
国務大臣 世耕 弘一君
国務大臣 山口喜久一郎君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君
法制局第二部長 野木 新一君
総理府総務長官 松野 頼三君
大蔵省主計局長 石原 周夫君
厚生大臣官房長 森本 潔君
郵政省貯金局長 加藤 桂一君

○朗読を省略した報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る三日の法律の公布を案上し、その旨参議院に通知した。

(要求書受理)

一、去る三日、内閣から、土地調整委員会委員に山崎丹照君を任命したいので、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(報告書受理)

一、去る三日内閣から次の報告書を受領した。
昭和三十三年第二・四半期中における予算使用の状況

昭和三十三年二月十三日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した報告

一、昨十二日内閣から次の報告書を受領した。
昭和三十三年度第一・四半期における国庫の状況

(政府委員承認)

一、去る三日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

法制局長官 吉國 一郎
総務室主幹 吉田健一郎
外務省アジア局賠償部長 八木 利貞
運輸省鉄道監督 伊藤 繁樹
局固有鉄道部長 伊藤 繁樹
特許庁総務部長 伊藤 繁樹

一、昨十二日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

運輸省鉄道監督 八木 利貞
局固有鉄道部長 伊藤 繁樹
特許庁総務部長 伊藤 繁樹

(政府委員任命通知受領)

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、去る三日議長において承認した吉國一郎外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、昨十二日議長において承認した八木利貞外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、去る六日河野参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官訴訟追委員木暮武太夫君の辞任を許可しその補欠として本多市郎君又同委員横川信夫君の議員退職に伴う補欠として後藤隆隆君を選任した旨の通知書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る三日商工委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 南 好雄君(理事中垣國男君去る三日理事辞任につきその補欠)

一、去る四日決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 高橋 英吉君(理事高橋英吉君去る十月二十日委員辞任につきその補欠)

理事 小川 豊明君(理事小川豊明君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

一、去る五日通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 進藤 一馬君(理事武知勇記君去る五日理事辞任につきその補欠)

理事 金丸 徳重君(理事森本靖君去る五日理事辞任につきその補欠)

理事 原 茂君(理事片島港君去る五日理事辞任につきその補欠)

一、去る六日大蔵委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 押谷 富三君(理事福田一君去る六日理事辞任につきその補欠)

理事 山下 春江君(理事網島正興君去る六日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 橋 兼次郎君
運輸委員 岡田 春夫君
予算委員 勝岡田清一君 中崎 敏君

一、去る四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

通信委員 大倉 三郎君
決算委員 片島 港君
一、去る五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 川村 義義君 小澤 貞孝君
通信委員 小澤 貞孝君 川村 義義君
一、去る六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

町村 金五君 菊池 義郎君
地方行政委員 松永 東君 三木 武夫君
大蔵委員 網島 正興君
文教委員 福田 勉夫君 三木 武夫君
農林水産委員 赤澤 正道君
農工委員 加藤 高蔵君 中村 寅太君
議院運営委員 古川 丈吉君 福家 俊一君

一、去る九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

運輸委員 館 俊三君 岡田 春夫君
予算委員 町村 金五君 岡田 春夫君
館 俊三君

一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 勝岡田清一君 高田 富之君
社会労働委員 河野 正君
農林水産委員 久保田 豊君
運輸委員 伊藤 卯四郎君
予算委員 岡田 春夫君

一、昨十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 三木 武夫君
運輸委員 高橋 英吉君
(常任委員補欠選任)

一、去る三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 勝岡田清一君
運輸委員 中崎 敏君
予算委員 橋 兼次郎君 岡田 春夫君

一、去る四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

通信委員 椎熊 三郎君
決算委員 田中幾三郎君
一、去る五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

小澤 貞孝君 川村 義義君
通信委員 川村 義義君 小澤 貞孝君
片島 港君

一、去る六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 菊池 義郎君 町村 金五君
地方行政委員 三木 武夫君 松永 東君
大蔵委員 加藤 高蔵君
文教委員 中村 寅太君 松永 東君
三木 武夫君 網島 正興君
農林水産委員 網島 正興君
農工委員 赤澤 正道君 福田 勉夫君
議院運営委員 福家 俊一君 古川 丈吉君

一、去る九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

運輸委員 岡田 春夫君 館 俊三君
予算委員 内田 常雄君 館 俊三君
岡田 春夫君

一、去る十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 岡田 春夫君 久保田 豊君
社会労働委員 伊藤 卯四郎君
農林水産委員 高田 富之君

運輸委員 河野 正君

予算委員 勝岡田清一君

一、昨十二日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

文教委員 松永 東君

運輸委員 三木 武夫君

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴
会開会承認要求に対し、議長は去る
三日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

昭和三十四年度一般会計予算

昭和三十四年度特別会計予算

昭和三十四年度政府関係機関予

算

一、意見を聞こうとする問題

昭和三十四年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆

議院規則第七十八条により承認を求

める。

昭和三十四年一月三十一日

予算委員長 橋本 渡

衆議院議長加藤謙五郎殿

(条約提出)

一、去る三日内閣から提出した条約は

次の通りである。

日本国とアメリカ合衆国との間の小

包郵便約定の締結について承認を求

めるの件

(議案提出)

一、去る三日内閣から提出した議案は

次の通りである。

中小企業退職金共済法案

物品税法の一部を改正する法律案

昭和三十四年度一般会計予算補正

(第一号)

一、去る四日内閣から提出した議案は

次の通りである。

消防組織法の一部を改正する法律

案

裁判官の報酬等に関する法律の一部

を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律等の一

部を改正する法律案

日本学校安全会法案

公営住宅法の一部を改正する法律

案

国民年金法案

一、去る五日内閣から提出した議案は

次の通りである。

鉄道公安職員の職務に関する法律を

廃止する法律案(猪俣浩三君外二十

三名提出)

一、去る五日内閣から提出した議案は

次の通りである。

児童福祉法の一部を改正する法律

案

一、去る七日内閣から提出した議案は

次の通りである。

自治庁設置法の一部を改正する法律

案

砂糖消費税法の一部を改正する法律

関稅定率法の一部を改正する法律

案

厚生省設置法の一部を改正する法律

案

小かん加糖れん乳等の製造の用に供

するため売り渡す国産てん菜糖の充

填価格の特例に関する法律案

輸出品デザイン法案

石油資源開発株式会社法の一部を改

正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法

律案

南方同胞援護会法の一部を改正する

法律案

一、去る九日内閣から提出した議案は

次の通りである。

関稅定率法の一部を改正する法律の

一部を改正する法律案

入場税法の一部を改正する法律案

日本道路公団法の一部を改正する法

律案

繊維工業設備臨時措置法の一部を改

正する法律案

関稅法の一部を改正する法律案

一、去る十日議員から提出した議案は

次の通りである。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の

一部を改正する法律案(櫻井奎夫君

外二名提出)

公立高等学校危険建物改築促進臨時

措置法の一部を改正する法律案(櫻

井奎夫君外二名提出)

昭和三十二年一般会計予

備費使用總調査(その2)

昭和三十二年特別会計予

備費使用總調査(その2)

昭和三十二年特別会計予

算總則第十三条に基く使用

總調査

昭和三十二年特別会計予

算總則第十四条に基く使用

總調査

昭和三十三年一般会計予

備費使用總調査(その1)

昭和三十三年特別会計予

備費使用總調査(その1)

一、去る十一日内閣から提出した議案

は次の通りである。

特定港湾施設整備特別措置法案

特定港湾施設工事特別会計法案

一、昨十二日内閣から提出した議案は

次の通りである。

租稅特別措置法の一部を改正する法

律案

(条約受領)

一、去る九日予備審査のため内閣から

送付された次の条約を受領した。

通商に関する日本国とハイティ共和

国との間の協定の締結について承認

を求めるの件

(議案受領)

一、去る六日衆議院から受領した内閣

提出案は次の通りである。

捕獲審査所の検定の再審査に関する

送付された次の議案を受領した。

建築基準法の一部を改正する法律案

一、去る七日予備審査のため衆議院か

ら送付された次の議案を受領した。

公共企業体等労働関係法等の一部を

改正する法律案

一、去る七日予備審査のため内閣から

送付された次の議案を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

工場立地の調査等に関する法律案

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法

案

一、去る十一日予備審査のため内閣か

ら送付された次の議案を受領した。

公共工事の前払金保証事業に関する

法律の一部を改正する法律案

土地区画整理法の一部を改正する法

律案

消防法の一部を改正する法律案

(国庫債務負担行為總調査受領)

一、去る十日内閣から次の總調査を受

領した。

昭和三十三年一般会計国庫債務負

担行為總調査

(条約付託)

一、去る三日委員会に付託された条約

は次の通りである。

日本国とアメリカ合衆国との間の小

包郵便約定の締結について承認を求

めるの件(条約第一号)

外務委員会 付託

一、去る九日予備審査のため内閣から

送付された条約は次の委員会に付託

昭和三十四年二月十三日 衆議院會議第十四号 朗読を省略した報告

通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)(予)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る三日委員会に付託された議案は次の通りである。

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

大蔵委員会 付託

中小企業退職金共済法案(内閣提出第一一六号)

社会労働委員会 付託

昭和三十四年度一般会計予算補正(第一号)

予算委員会 付託

一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。

消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)

地方行政委員会 付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

以上二件 法務委員会 付託

日本学校安全会法案(内閣提出第一二二号)

文教委員会 付託

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

社会労働委員会 付託

一、去る六日委員会に付託された議案は次の通りである。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(参議院送付)

運輸委員会 付託

一、去る六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)(予)

建設委員会 付託

一、去る七日委員会に付託された議案は次の通りである。

自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)

以上三件 内閣委員会 付託

鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(猪俣浩三君外二十三名提出、衆法第二七号)

法務委員会 付託

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)

関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二八号)

以上三件 大蔵委員会 付託

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の完納価格の特例に関する法律案(内閣提出第一三〇号)

農林水産委員会 付託

輸出デザイン法案(内閣提出第一三一号)

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号)

以上二件 商工委員会 付託

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

運輸委員会 付託

一、去る七日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外十三名提出、参法第三号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)(予)

地方行政委員会 付託

工場立地の調査等に関する法律案(内閣提出第一三五号)(予)

商工委員会 付託

中小型船舶造船業合理化臨時措置法案(内閣提出第一三六号)(予)

運輸委員会 付託

一、去る九日委員会に付託された議案は次の通りである。

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三九号)

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)

以上三件 大蔵委員会 付託

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

商工委員会 付託

日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)

建設委員会 付託

一、去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その二)

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その三)

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その四)

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その五)

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その六)

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その七)

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その八)

担行為総調書

以上七件 決算委員会 付託

一、去る十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

特定港湾施設工事特別会計法案(内閣提出第一四四号)

大蔵委員会 付託

一、去る十一日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号)(予)

地方行政委員会 付託

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)(予)

土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四六号)(予)

以上三件 建設委員会 付託

一、昨十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一般国民年金税法(八木一男君外二十七名提出、衆法第二三三号)

労働者年金税法(八木一男君外十七名提出、衆法第二四号)

国民年金特別会計法案(八木一男君外二十七名提出、衆法第二五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

以上四件 大蔵委員会 付託

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(櫻井奎夫君外二名提出、衆法第二八号)

公立高等学校危険建築物改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案(櫻井奎夫君外二名提出、衆法第二九号)

以上二件 文教委員会 付託
国民年金法案(八木一男君外十四名提出、衆法第一七号)

国民年金法の施行及び国民年金その他の年金等との調整に関する法律案(八木一男君外十四名提出、衆法第二六号)

国民年金法案(内閣提出第二二三号) 以上三件 社会労働委員会 付託
(付託取戻)

一、去る三日予算委員会に付託した昭和三十四年度一般会計予算補正(第一号)は、去る六日付託を取戻した。
(議案送付)

一、去る三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
未帰還者に関する特別措置法案

一、去る三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

放送法の一部を改正する法律案
軽機械の輸出の振興に関する法律案

一、去る七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(橋本清三君外二十三名提出)

一、昨十二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(櫻井奎夫君外二名提出)

公立高等学校危険建築物改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案(櫻井奎夫君外二名提出)

国民年金法案(八木一男君外十四名提出)

一般国民年金税法案(八木一男君外二十七名提出)

労働者年金税法案(八木一男君外二十七名提出)

国民年金特別会計法案(八木一男君外二十七名提出)

国民年金法の施行及び国民年金その他の年金等との調整に関する法律案(八木一男君外十四名提出)

(議案通知)
一、去る三日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案
(議案撤回申出)

一、去る十一日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。
最低賃金法案(勝岡田清一君外十六名提出)

家内労働法案(勝岡田清一君外十六名提出)

(答弁書受領)
一、去る六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石野久男君提出朝鮮問題に関する質問に対する答弁書

朝鮮問題に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和三十四年一月二十八日
提出者 石野 久男

衆議院議長加藤謙五郎殿
朝鮮問題に関する質問主意書

日本と朝鮮は数千年の昔から経済的に文化的に深い関係を持ち、兄弟的な交流を続けてきている。

日韓併合によつて日本が朝鮮を統治するといふ変則的な事態はあつたが、戦後十四年を経た今日、いまだに日朝間に正常な関係が樹立されな

いことは誠に遺憾なことであり、そしてまた、隣邦朝鮮がいぜん南北の二つにわかれてゐる不幸な姿はわれわれ日本人としても誠に悲しむべきことである。

しかし、朝鮮問題を真に平和的に解決しようとする朝鮮人民の努力は平和を望む世界諸国民の熱烈な支持と協力を得、その現実の可能性は最近ますます強くなつてゐる。

しかしながら現在、日本政府が韓国政府との間に進めてゐる日韓会談において、日本政府は韓国を「全朝鮮を代表する正統政権」として李政

権との間に国交関係を設定する方向に進んでいるが、それは朝鮮における南北の対立をますます激化し、アジアの平和に重大な脅威を与えるであらうことを深く憂えるものであり、隣邦日本にとるべき道ではないと考える。

まして、多数の在日朝鮮人帰国希望者の帰国問題や、釜山に抑留されている日本人船員と大村に収容されている朝鮮人の釈放という純然たる人道的問題まで日韓会談と結びつき、いまだに解決をみない現状は誠に遺憾なことであるといわざるを得ない。

以上の見地に立ち、現在の日韓会談に重大な疑義を持つものである。以上の理由に基き、次の点について政府の見解を伺いたい。

一 日韓会談において日本が李政権を全朝鮮を代表する正統政権としてこれと国交を結ぶことは南北朝鮮の対立を激化し、アジアの平和を破壊する要因になると考えるが、どうか。

二 日本は国際連合においてこれまでは朝鮮だけの国連加盟の提案国となつてゐる。朝鮮問題において現在もつとも重要なことは朝鮮の平和的統一を達成することであり、韓国だけの国連加盟は朝鮮民主主義人民共和国を無視

し、南北の対立を激化する結果を招くと考える。
いつたい、日本が韓国の国連加盟提案国となり、韓国だけを国連に加盟させようという根拠はどこにあるのか、その理由。

三 現在在日朝鮮人の多数が、朝鮮民主主義人民共和国への帰国を希望し、日本政府に「帰国せしめるよう」訴を続けている。

在日朝鮮人が日本に在在するに至つた歴史的経緯及び現在の境遇から見、日本政府はこの帰国問題に対し、暖かい手を差し伸べるべきであると考えますが、日本政府はいまだになんらの適切な措置をとらうとしていないが、その理由。

四 釜山に抑留されている日本人と、大村に収容されている朝鮮人の釈放問題がいぜん日韓会談の取引に利用され、いまだに解決をみない現状は、これ以上黙視することではできない。

釜山の日本人と大村の朝鮮人はなんら交換する筋合いのものではないと考えます。すみやかに大村の朝鮮人を釈放し、その自由意思によつて帰国させ、また釜山の日本人釈放の問題を李承晩政府に對し、純然たる人道上の問題として解決するよう強く要求すべきだと考えるが、どうか。

昭和三十四年二月十三日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した報告

五 日韓会談は即時打ち切り、朝鮮民主主義人民共和国との間にも経済文化の交流を押し進めることこそ、朝鮮の平和的統一とアジアの平和増進に寄与する道であると考へるが、どうか。

右質問する。

昭和三十四年二月六日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長加藤銀五郎殿

衆議院議員石野久男君提出朝鮮問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石野久男君提出朝鮮問題に関する質問に対する答弁書

一 わが国が韓国との間に諸懸案を解決し国交を正常化する目的をもつて交渉を行っているのは、同国と善隣友好の関係を樹立し東亞の安定と平和に貢献したいとの念願によるものであり、交渉の相手方である韓国政府も同様の精神をもつて交渉に臨んでいると確信している。

二 国連総会は、千九百四十七年十一月十四日の決議(一一二)によつて、朝鮮の統一と独立は自由選挙によつて選ばれた代表により構成される国民議会を基盤として実現されるべきことを認め、この

自由選挙監察のための国連臨時朝鮮委員会を設置した。しかしながら、ソ連等の非協力の結果、国連監察下における自由選挙は南朝鮮においてのみ実施され、この結果、翌千九百四十八年十二月十二日第三総会決議(一九五三)において大韓民国政府が、朝鮮において国連監察下に実施された自由選挙に基づき、唯一の合法的政府であることが宣言されている。一方、千九百五十年六月における北朝鮮からの武力侵入は平和の破壊を構成するものと安保理事会により認定せられ、朝鮮に対する国連軍の派遣を招いたことは周知の事実である。

早期に朝鮮が統一され、統一朝鮮の国連加盟が実現することが望ましいことはもちろんであるが、共産政權制は武力侵入により朝鮮戦争を引き起した上、(1)国連が平和回復のため集団的措置をとり、また、朝鮮における平和的解決のためあつせんを行つ十分かつ正当な権限を有すること、(2)国連の監視下に実施される自由選挙により朝鮮の統一を図ることの二原則に関する果次の国連総会決議を受諾しないため、朝鮮の統一は不当に遅延しているという状態である。このような現状において、いつまでも朝鮮人民の大多数を代表し、国連によつても合法政府として認

められている政府を有する韓国を国連の外に取り残して置くことは適当でないと考え韓国の国連加盟の共同提案に参加している次第である。

三 政府は在日朝鮮人の帰還問題は、基本的人権に基づく居住地選択の自由という国際通念に基いて処理せらるべきであると考えており、北鮮帰還希望者の実情の調査と各個人の意思の確認を行うために近く赤十字国際委員会の厳正かつ中立的な協力を要請する考えである。

四 日本政府としては、釜山に收容されている日本人漁夫と大村入国者收容所に收容されている朝鮮人の釈放問題を相関的に考えたことはなく、またこれを日韓会談の取引の材料に利用しようと考えたこともないし、利用したこともない。右抑留日本人漁夫の問題と大村被收容者の問題の両者は全く別個のものと考へている。

すなわち大村收容所に朝鮮人を收容しているのは、国際法上の通念ならびに国内法に基いて強制退去すべきものを送還までの間一時的に收容しているのであつて当然の措置である。したがつて韓国側が引取りに応じさせればいつにても引渡す用意がある。しかるに、韓国側が言を左右にして引取を拒

否しているのを送還業務が一時停滯しているのは、きわめて遺憾である。

また一方、釜山に抑留されている日本人漁夫の問題は、これこそ真に人道上の問題であつて、韓国側は、刑期が終了したものすら送還せず長期に抑留している。このことは韓国側が大村收容所收容問題と相関的に考へているのではないかと疑わしめるのである。日本側としては純粹に人道上の問題としてその釈放送還方を過去において強く要求して来たしまた今後も要求を続ける所存である。

そのようなわけであるから、大村收容所收容中の朝鮮人を国内に釈放することは、韓国政府の入境許可が容易に入手できない現実に照らし、ただいたずらに不法入国者を国内にかかえこみ、密入国、密貿易を助長するのみという結果を招来するものと憂へられるので、人道上の考慮を要するものは格別、原則としては收容を継続するのほかにない。

五 国連は千九百四十八年十二月第三総会の決議によつて韓国政府を、朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に有効な支配と管轄権を及ぼし、かつ右地域の人民の自由な意思の表明である選挙に基礎を有している合法政府であ

ること及びこの政府が朝鮮における唯一のこの種の政府であることを認めており、わが国は国連決議の線にそつて韓国政府が朝鮮における唯一のこの種の合法政府であるとの建前をとつてゐる。

したがつてわが国としては右建前の下に日韓会談を通じて韓国政府と国交を樹立する方針であり、北鮮と経済文化の交流を行うことは現在のところ考へていない。右答弁する。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一、三三、三六